

令和7年第3回三笠市議会定例会

令和7年9月10日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 1番 青木康博氏
 - 2番 池田真志氏
 - 3 会期の決定
令和7年9月10日 10日間
令和7年9月19日
 - 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - (4) 選挙管理委員会行政報告
 - 5 議事
 - 6 延会宣告
-

○議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告・選挙管理委員会行政報告） |
| 日程第 4 | 例月出納検査報告について（監報第3号） |
| 日程第 5 | 報告第17号及び報告第18号について |
| 日程第 6 | 報告第19号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分の報告について |
| 日程第 7 | 報告第20号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 8 | 議案第50号 三笠市水道給水条例及び三笠市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第51号から議案第56号までについて |
| 日程第10 | 議案第57号 動産（児童生徒学習用端末）の取得について |
| 日程第11 | 議案第58号 三笠市教育委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 認定第1号から認定第7号までについて |

○出席議員(10名)

議長	9番	武田 悌一氏	副議長	5番	折笠 弘忠氏
	1番	青木 康博氏		2番	池田 真志氏
	3番	須河 恵介氏		4番	浅尾 三吉氏
	6番	畠山 幸氏		7番	澤田 益治氏
	8番	谷内 純哉氏		10番	谷津 邦夫氏

○欠席議員(0名)

○説明員

市長	西城 賢策氏	副市長	右田 敏氏
総務福祉部長	三好 智幸氏	総務福祉部参事兼 危機管理室長	阿部 文靖氏
選管委員職務代理者	一玖 孝雄氏	総務課長	萬年 剛至氏
デジタル推進課長	後藤 議徹氏	市民生活課長兼 選挙管理委員会事務局長	杉山 充氏
保健福祉課長兼 子育て世代包括支援センター長兼 地域包括支援センター長	成田 正文氏	企画財政部長	藤井 陽一氏
企画財政部参事兼 企画調整課長	坂 保徳氏	税務財政課長	富宅 達也氏
産業政策推進部長	中原 保氏	産業政策推進部参事	音羽 英明氏
産業政策推進部参事	力弓 晃継氏	商工観光課長	下村 圭氏
建設部長	松本 裕樹氏	教育長	小田 弘幸氏
教育次長	柳谷 忍氏	学校教育課長	花井 志夫氏
社会教育課長兼図書館長	若山 勇治氏	病院事務局長	加藤 慎吾氏
消防長	田川 善幸氏	監査委員	鈴木 信之氏
監査事務局長	富樫 将洋氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	砂川 了一氏	議会係長	高橋 広紀氏
--------	--------	------	--------

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関からの撮影の申出がありましたので、許可しております。

会場内、パソコン及びタブレット等情報機器の持込みを許可しておりますが、スマートフォンの操作や撮影、録音は禁止しております。

また、円滑な会議進行のため、通知音や操作音に御留意いただき、電源を切る、またはマナーモード等に設定していただくようお願い申し上げます。

開会 午前10時00分

◎開 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和7年第3回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、1番青木議員及び2番池田議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月19日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、10日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省

略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてであります。初めに、7月14日、31日の2日間で空知地方総合開発期成会として、北海道内と中央に要望行動を行ったところがあります。

空知管内24市町が4班に分かれ、私は、その中の第4班として、赤平市、歌志内市、上砂川町、浦臼町、雨竜町とともに行動してまいりました。

主な内容につきましては記載のとおりであります。北海道内での要望では、北海道から、二酸化炭素の埋め戻し及びブルー水素の可能性について「国は関係機関と連携し、サプライチェーンの構築を進めていければ」との発言をいただき、加えて、北海道経済産業局からは、「今年度、NEDOの事業の石炭利用に伴うCO₂固定化可能性調査事業の実施先としての決定を受けられ、ぜひ今後もこのような制度を有効活用いただき、空知地域におけるエネルギー拠点の整備、ゼロカーボン実現に向けた取組を引き続き推進していただきたい。また、当局としても支援していきたい」との発言をいただいたところであります。

これについて私からは、これまでの石炭の地下ガス化事業への御支援、御協力に対するお礼を申し上げ、引き続きの支援についてお願いをしてきたところであります。

また、中央での要望では、経済産業省から「空知地方は多くの石炭資源を有し、石炭は長年にわたり国民生活や経済活動の基盤を支えてきた重要な資源であると認識している。その一方で、脱炭素に向けた取組も進めなければならないと考えており、エネルギーの確保に向け、全力で取り組んでいきたい」との発言をいただいたところであります。

これを受けて私からは、先般の経済産業大臣への市単独での要望行動についてのお礼を申し上げ、そのおかげも相まって意を強くして進めることができていること、加えて、近日中にドイツからガス化炉が到着し今年度の実証が始まることをお伝えし、ここまで事業

が進んできたことに対し、改めて感謝の意を申し上げてきたところであります。

次に、7月16日に社会文教委員会・地域医療確保対策会議合同会議が東京都で開催され、私は地域医療確保対策会議の委員として出席してまいりました。

地域医療確保対策会議は、全国市長会の専門部会でありまして、地域医療を支える医師等を確保し、地域の安心につながる質の高い医療サービスを安定的に供給する方策等について協議及び提言する組織として、全国25市で構成されています。

北海道からは、当市のほか、根室市、千歳市が委員を務めており、これまでに11回会議が開催されております。

今回の主な議題は「医師の偏在対策」であり、地方での医師不足の解消に向けた国の取組について、厚生労働省医政局長より説明がありました。

国からは、「医師確保に向けて、大学と連携して地域枠を設ける施策を行ったことで、都道府県単位で若手医師の数が増加する結果に結びついた」という報告がありましたが、その一方で、「救急医療や入院治療を含めた二次医療圏の単位で見ると、以前と変わらず医師が不足している」と報告があり、北海道内では札幌一極集中が続いています。

これを踏まえ、さらなる対策が必要という認識の下、計画の見直しを図るとともに、医師の地方勤務に伴う手当の増額等について「検討を進めている」と回答をいただいたところであります。

最後に、7月24日、25日の2日間で、幾春別川総合開発促進期成会として中央に要望行動を行ったところでございます。

私からは、昨年3月に新桂沢ダムが完成したこと、また、三笠ぼんべつダムの建設工事を計画的に進めていただいていることに対して感謝を申し上げてきたところであります。

一方で、ここ数年は全国各地で記録的短時間大雨情報が発表され、土砂災害や洪水被害の可能性が高まっていることから、十分な治水対策をお願いしてきたところであります。

国からは、「三笠ぼんべつダムの完成に向けて引き続き取り組ませていただく」と回答をいただいたところでございます。

続きまして、報告第2号人事発令についてであります。記載にありますとおり、7月1日付で係長職2名の人事異動、7月31日付で係長職1名の退職、8月1日付で係長職1名の人事異動の発令を行ったところであります。

最後に、報告第3号の市工事についてあります。本郷市街10号線歩道整備工事ほか6件につきまして、記載にありますとおり入札を行い、それぞれ期限までに完成するよう工事に入っているところであります。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） これより、一般行政報告に対する質疑を受けます。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 最後に、報告第3号建設部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

最後に、選挙管理委員会行政報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、選挙管理委員会行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 例月出納検査報告について(監報第3号)

◎議長(武田悌一氏) 日程の4 監報第3号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、監報第3号例月出納検査報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第17号及び報告第18号について

◎議長(武田悌一氏) 日程の5 報告第17号及び報告第18号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第17号及び報告第18号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第19号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分の報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の6 報告第19号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分報告についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第19号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分について報告申し上げます。

今回の専決処分は、児童福祉法の改正に伴い、引用条項に移行が生じたことから、規定を整理するものであります。

改正の内容は、引用条項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものであります。施行期日は、令和7年10月1日であり、「議会の委任による専決処分事項の指定について」第4項の規定により、8月1日付で専決処分を行ったものであります。

以上、報告といたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第19号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

報告第19号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分報告については、報告済みとします。

◎日程第7 報告第20号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の7 報告第20号令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第20号令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について報告申し上げます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の結果を同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。

その算定結果につきましては、健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字決算となったことから算出されず、一方、実質公債費比率は11.9%、将来負担比率は26.0%となったものであります。

資金不足比率につきましても、全ての公営企業会計で資金不足の発生がなかったため、算出されないものであります。

いずれの指標も、早期健全化基準、経営健全化基準には該当しない結果となっているものであります。

以上、報告といたします。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第20号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第20号令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、報告済みとします。

◎日程第8 議案第50号 三笠市水道給水条例及び三笠市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 議案第50号三笠市水道給水条例及び三笠市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第50号三笠市水道給水条例及び三笠市下水道条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の改正は、令和6年1月の能登半島地震を受けて国土交通省より技術的助言が示されたことから、これを踏まえて必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した事業者等による給水装置及び排水設備等の工事を実施可能とするため、必要な改正を行うものであります。

施行期日は、令和7年10月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第50号三笠市水道給水条例及び三笠市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第9 議案第51号から議案第56号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の9 議案第51号から議案第56号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第51号から議案第56号まで、一括して説明申し上げます。

最初に、議案第51号令和7年度三笠市一般会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、既定予算額133億6,547万8,000円に1億1,445万3,000円を追加し、予算の総額を134億7,993万1,000円とするものであります。

まず、歳出であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の増額やヒグマ対策事業、CO₂固定化調査事業のほか、国・道負担金等の精算還付など、総務費から教育費まで7款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業などに係る特定財源のほか、国・道支出金の前年度精算交付金を予算整理した上で、決算に伴う前年度繰越金の一部を計上するとともに、財政調整基金繰入金の増額により財源措置するものであります。

次に、議案第52号令和7年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてありますが、今回の補正は、既定予算額1億9,373万1,000円に33万円を追加し、予算の総額を1億9,406万1,000円とするものであります。

まず、歳出であります。令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に関するシステム改修費用を計上するものであります。

一方、歳入については、令和6年度事業の確定に伴い繰越金が生じたため、この見合い分を令和7年度の一般会計繰入金から減額するものであります。

また、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に関するシステムの改修に伴う国庫補助金の増額分を計上するものであります。

次に、議案第53号令和7年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてありますが、今回の補正は、既定予算額10億4,451万4,000円に3,023万2,000円を追加し、予算の総額を10億7,474万6,000円とするものであります。

まず、歳出であります。令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に関するシステム改修費用のほか、前年度超過交付となった国庫支出金の精算還付に伴う措置、また、歳入歳出における剰余金を基金積立金に計上するものであります。

一方、歳入については、令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に関する

システムの改修に伴う国庫補助金の増額及び前年度繰越金を計上するものであります。

次に、議案第54号令和7年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）についてありますが、今回の補正は、既定予算額14億2,204万円に6,934万1,000円を追加し、予算の総額を14億9,138万1,000円とするものであります。

まず、歳出であります。令和6年度の事業確定に伴い介護給付費国庫負担金等に精算還付金が生じたため増額計上するほか、歳入歳出における剰余金を基金積立金に計上するものであります。

一方、歳入については、事業確定に伴う交付金の精算を行うほか、前年度繰越金を計上するものであります。

次に、議案第55号令和7年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）についてありますが、今回の補正は、幾春別水管橋橋梁撤去設計費及び栗丘橋橋梁添架管改良工事の工法変更に伴う補正を行うものであります。

まず、収益的収入支出であります。収益的支出については、特別損失を新たに計上し、支出総額を4億4,049万8,000円とするものであります。

なお、特別損失700万円の財源に充てるため、企業債700万円を借り入れることとしております。

一方、資本的収入支出であります。資本的収入については、企業債を増額し、収入総額を1億7,300万円とするものであります。

次に、資本的支出については、建設改良費を増額し、支出総額を3億3,524万9,000円とするものであります。

最後に、議案第56号令和7年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第1回）についてありますが、今回の補正は、新病院の建て替えに係る開発行為を行うための擁壁設計が必要となることから補正を行うものであります。

まず、資本的収入であります。企業債として1,200万円を増額し、一方、資本的支出については、建設改良費として同額を増額するものであります。

以上、議案第51号から議案第56号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第51号から議案第56号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第57号 動産（児童生徒学習用端末）の
取得について

◎議長（武田悌一氏） 日程の10 議案第57号動産（児童生徒学習用端末）の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第57号動産の取得について説明申し上げます。

今回取得する動産は児童生徒学習用端末であり、8月22日の見積り合わせにより落札者が決定し、仮契約を締結したものであります。

取得金額は3,052万5,660円で、納入業者は大丸株式会社であります。

予定価格が2,000万円以上の動産となりますので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第57号について提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第57号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 議案第58号 三笠市教育委員会委員の任命について

◎議長（武田悌一氏） 日程の11 議案第58号三笠市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第58号三笠市教育委員会委員の任命について説明申し上げます。

三笠市教育委員会委員堀籠秀樹氏の令和7年9月30日付任期満了に伴い、その後任者として引き続き同氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市教育委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。
続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。
議案第58号三笠市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第12 認定第1号から認定第7号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の12 認定第1号から認定第7号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 認定第1号から認定第7号まで、一括して説明申し上げます。

最初に、認定第1号令和6年度三笠市一般会計決算の認定についてであります。令和6年度予算は、国などの動きを注視しながら、どのような状況にも対応できる健全な財政構造を維持するため、将来を意識した財政運営を進める一方で、子育て支援、高齢者対策、地域の特性を生かした経済・産業活性化対策などに重点を置き、第9次三笠市総合計画の都市像である「日本一安心して誰もが暮らし続けたい自然豊かな元気田園産業都市」を目標に予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、節減や合理化を図りながら効率的な執行を目指すとともに、予算審議の経緯や目的などをしっかりと認識し、早期に効果を上げるよう予算執行を行ったものであります。

決算の状況は、歳入が138億3,671万6,501円、歳出が137億2,263万2,179円であります。

この結果、歳入歳出差引額は1億1,408万4,322円となり、そのうち令和6年度は、継続費繰越しの発生により2,597万3,013円が、また、繰越明許費の発生により3,250万1,777円が、これに必要な財源として繰り越され、翌年度に繰り越される実質額は5,561万1,132円となるものであります。

なお、令和6年度一般会計事業等の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

次に、認定第2号令和6年度三笠市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。令和6年度予算は、後期高齢者医療制度に関わる本市の財政運営が適切に執行されるよう予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、運営主体が北海道後期高齢者医療広域連合であるため、歳入については後期高齢者医療保険料分等を計上し、歳出については、広域連合納付金として保険料相当分等を計上し、納付したものであります。

決算の状況は、歳入が1億8,517万1,505円、歳出が1億8,328万5,584円であります。

この結果、歳入歳出差引額は188万5,921円となり、この全額を翌年度に繰り越しますが、全額、一般会計繰入金精算金で精算するものであります。

次に、認定第3号令和6年度三笠市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。令和6年度予算は、国民健康保険制度に関わる本市の財政運営が適切に執行されるよう予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、北海道広域化に伴う国保事業費納付金を執行したほか、収納率向上のための特別対策事業の実施、事務的経費の効率的執行、医療費適正化のため特定健康診査及び人間ドック費用の助成事業の実施など、被保険者の健康保持、増進に対する意識の高揚を図ったものであります。

決算の状況は、歳入が9億8,025万6,865円、歳出が9億5,036万5,484円であります。

この結果、歳入歳出差引額は2,989万1,381円となり、この全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第4号令和6年度三笠市介護保険特別会計決算の認定についてであります。令和6年度予算は、介護保険の保険給付が適切に実施できるよう、第9期介護保険事業計画における施策及び費用の推計を基本に予算編成を行ったものであります。

予算の執行に当たっては、介護予防事業の充実を図るとともに、サービスの円滑な提供に努めたところであります。

決算の状況は、歳入が14億4,610万8,851円、歳出が13億7,697万8,832円であります。

この結果、歳入歳出差引額は6,913万19円となり、この全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第5号令和6年度三笠市水道事業会計決算の認定についてであります。令和6年度の水道事業は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命として、公営企業の独立採算制の原則に立ち、経費節減等の効率的な執行に努めるとともに、施設の計画的な整備を行ったものであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については3億7,224万4,978円、支出については3億5,269万3,704円となり、当年度純利益は1,955万1,274円となったものであります。

次に、資本的収支であります。配水管の改良及び量水器取替え等について予定どおり執行したものであります。

収入については1億5,520万円、支出については2億7,452万1,126円となり、差引き1億1,932万1,126円の不足額となったものであります。

この不足額は、過年度分損益勘定留保資金などをもって補填したものであります。

次に、認定第6号令和6年度三笠市下水道事業会計決算の認定についてであります。令和6年度の下水道事業は、市民が快適な生活を送ることを基本とし、公営企業の独立採算制の原則に立ち、下水道施設の維持管理経費の抑制や経費節減等の効率的な執行に努めるとともに、事業を計画的に実施したものであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については5億5,368万1,133円、支出については5億2,752万770円となり、当年度純利益は2,616万363円となったものであります。

次に、資本的収支であります。収入については1億2,753万9,930円、支出については3億4,607万6,222円となり、差引き2億1,853万6,292円の不足額となったものであります。

この不足額は、過年度分損益勘定留保資金などをもって補填したものであります。

最後に、認定第7号令和6年度市立三笠総合病院事業会計決算の認定についてであります。令和6年度の病院事業は、市内における基幹病院として、その機能を維持、継続することを基本とし、安全・安心な医療を確保するため、医療機器等を更新したほか、新病院建設に向けた基本設計を実施するとともに、現在の病院における医療サービスの充実及び経営改善に向けた取組を実施したものであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については、資金不足額の発生を回避するため、一般会計からの経営対策補助金1億9,300万円を受け、17億9,891万6,620円、支出については20億4,586万4,445円となり、当年度純損失は2億4,694万7,825円となったものであります。

次に、資本的収支であります。収入については8,909万7,065円、支出については1億1,209万8,797円となり、差引き2,300万1,732円の不足額となったものであります。

この不足額は、過年度分損益勘定留保資金などをもって補填したものであります。

以上、認定第1号から認定第7号まで一括して説明申し上げ、別冊の各会計決算書と監査委員の意見書を付して提出いたしますので、認定くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、認定第1号から認定第7号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、気温上昇などにより議場内が暑くなった場合は上着を脱ぐなど、各自体調管理の

ほうをよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

◎日程第13 一般質問

◎議長（武田悌一氏） 日程の13、一般質問を行います。

一般質問については、池田議員ほか7名からの通告がありますので、通告順により順次質問を許可します。

2番池田議員、登壇願ひます。

（2番池田真志氏 登壇）

◎2番（池田真志氏） 議席番号2番池田でございます。令和7年第3回定例会に当たり、通告に従ひ質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

地球温暖化の影響によって、今年も非常に暑い夏となりました。6月以降は真夏日、猛暑日が観測史上で最も多い日数となり、各地で熱中症警戒アラートが発表され、実際に熱中症により搬送された方も数多く出ております。

7月には北海道でも同じような状況となり、ここ空知でも熱中症警戒アラートが発表されました。

8月になると九州や北陸などで線状降水帯の発生による豪雨となり、土砂災害、浸水、冠水の被害が広がりました。この被害によって亡くなられた方もおり、行方不明となった方もおります。亡くなられた方には御冥福を祈るとともに、被災された方には心よりお見舞いを申し上げます。また、一刻も早い復旧と復興を願うところです。

北海道においても、農業や酪農、漁業などの一次産業において地球温暖化の影響を受けております。2100年頃には北海道では内陸を中心に40度を上回る猛暑となるとの想定があります。まだまだ遠い先の話と思われませんが、今後の対応次第では、2100年頃に想定される現象がさらに早い時期になってくるものと思われます。

地球温暖化の防止対策として、地球環境をよくするために、世界的にゼロカーボンに向けた取組が進んでいます。経済産業省のデータによりますと、125か国1地域が2050年までに、中国が2060年までにゼロカーボンを実現すると表明しています。しかし、さきに述べたような現象が早急に進んでいる状況でありますので、このゼロカーボンを達成する時期については、もっと早い時期を目指すべきではないでしょうか。

また、持続可能な開発目標SDGsについては、17の目標を掲げていますが、その中にも気候変動に関する目標があります。このSDGsは2030年までの達成を目指しておりますが、国連の発表では達成もしくは順調と判断できるのは18%にとどまるとする報告書を公表し、大きく遅れていると危機感を示しております。

4月23日の新聞報道では、オランダのハーグにある国際司法裁判所が、気候変動への対応で各国は人為的な温室効果ガス排出から環境を保護する義務があるとの勧告的意見を出し、義務を履行しないことは国際違法行為に当たると言及しました。これは判決と違っ

て法的拘束力はありませんが、国連の主要司法機関である国際司法裁判所が示した見解として、重要な意味を持つとされています。

地球温暖化については、世界中で急速に進んでいる状況であり、令和の米騒動よりも対応が急がれるものと私は考えております。日常生活の中で何をどうすればよいのかが明確化されておらず、漠然とした状況が続いていると思われまます。これらについては、今後の国や各地方自治体の早急な対応に期待するところです。

それでは、質問に移りたいと思います。

最初に、令和6年4月から対話型人工知能AIが導入され、一定の期間が経過したことから、その利用状況などについて確認したいと思います。

まず先に、対話型人工知能の機能については、音声認識、チャットボット、画像解析、データ解析、マッチング、AI-OCR、機体制御といったものがあり、幅広い分野の事務処理に対応が可能となっており、人手不足の対策としても効果が上がっているようです。

対話型人工知能に関わる人については、先端IT人材と呼ばれ、AIエンジニアをはじめ、データサイエンティスト、プロデューサー、ビジネスデザイナー、アーキテクト、UXデザイナーなどの新たな職種が誕生しており、新産業の創出にも結びついています。

国は人工知能に関する法案を閣議決定しましたが、この法案は悪質事業者を規制する目的であり、そのリスク対策については不安があるとされており、AIの急速な進化を反映させる必要があると言われております。さらに、ファクトと言われる偽情報については、精巧な偽の音声や画像がSNSで拡散され犯罪や差別を助長するなど、その脅威は増す一方であります。このファクトチェックについても重要な機能の一つとされており、開発が急がれるところです。

対話型人工知能については、国や都道府県及び各地方自治体において導入が進んでおり、事務効率の向上に効果を上げていると新聞やテレビなどで報道されています。昨年の12月時点では、都道府県での導入済みは83%、政令市では85%、政令市を除く1,721市区町村では28.8%となっておりますが、実証実験中が12.3%、導入検討中が9.7%、これらを含めると50.8%となっております。一方、導入予定もなく検討もしていない団体は21.5%となっています。

最初の質問になりますが、対話型人工知能の導入によって、市職員の業務の処理過程においてどのような変化をもたらしたのか、また、その効果はどのように現れているのかお聞きします。

次に、マイナンバーカード及びマイナ保険証に関する質問です。

マイナンバーカード及びマイナ保険証については、令和6年第1回定例会において大綱質問をしており、ほかの議員からも一般質問がされておりますので、継続する調査として質問させていただきます。

発行開始から10年目となったマイナンバーカードですが、総務省の令和7年2月の保

有枚数率は78%と発表されました。デジタル庁では、約7割で目標は達成できていると
のことで、これ以降の数値目標は設けていません。

一方で、マイナ保険証の利用率については、令和7年5月で29.3%、これは前月比
0.65%の増加とはなっていますが、依然として低迷している状況にあります。政府が
計上したマイナンバー関連の費用は、平成25年度から令和6年度までの12年間の累計
で約1兆1,700億円に上るとのことです。しかし、この金額は令和3年度のマイナポ
イント給付の補正予算だけで1兆8,000億円を計上しておりますので信憑性がなく、
もっと大きな金額となると思われます。

マイナンバーカードの用途については、少し古い2年前のデータとなりますが、1位は
「マイナポイント申請」で全体の53%、2位は「身分証明書」で26.1%、3位は
「住民票、印鑑証明書などの各種証明書をコンビニで取得」、これが25.3%と続いて
おります。また、一連のトラブルで不安になった、信用できないといった理由と、マイナ
ポイントを受け取るためだけに使用したという理由などで自主返納が起こっており、その
数は約47万枚で、全体の1.1%に相当します。令和5年にマイナンバーカードのひも
づけに関する総点検を実施されましたが、その後も健康保険証や公金受け取りの口座情報
などのひもづけに関する間違いが多数報告されています。しかし、このことについては、
時間の経過とともに収束したものと考えられます。

マイナンバーカードの交付に関する事務では、本人受け取りが基本であるにもかかわらず、
他人のものと間違えて送付したり、他人の写真と取り違えたカードを発行したなど、
人為的な間違いもいまだに絶えない状況です。また、マイナ保険証の利用については、シ
ステムの障害、リーダー自体の障害、回線の障害、暗証番号を間違ったために使用できな
くなるなど、多くの問題が残ったままで、名前や住所に使われている外字については、い
まだに黒丸で表示されている状況です。

ここで質問ですが、この1年以内においてマイナ保険証の利用に関するトラブル対応に
ついて何か改善されたことがあるのかお聞きします。

以上で登壇での質問を終わりますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに対話型人工知能について答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、対話型人工知能の導入により
まして、市職員の業務の処理過程で変化、また、効果はどのように現れていたかという御
質問に対しまして答弁させていただきます。

まず、経過としましては、国では、総務省になりますけれども、令和2年12月に自治
体DX推進計画を策定しまして、様々な自治体に関わるデジタル活用策が示されました。
その一つとして、AIの導入・活用が重点取組事項として位置づけられたところでござい
ます。

そのような状況を踏まえまして、本市としまして、自治体向けの対話型人工知能（A

I) 「L o G o A I アシスタント b o t 版」、これを令和5年12月から1か月間の無料トライアルを経まして、令和6年4月から正式に運用を開始させていただいてごさいます。

A I の導入による職員の業務過程における変化でございますが、トライアル期間の1か月間と、それから令和6年4月から翌年の5月までの利用状況のアンケートを実施しました。その結果なのですが、「利用したことがある」と回答されました所管が47%、そのうち業務効率化を実感したというのが48%でございました。ちょっと短期間だったのですけれども、全体で22%が業務効率化を感じたこととなります。まずは、業務効率化を図る上で意識の変化、これにつながったと考えているところでございます。

効果につきましては、一例ではございますが、内外文書等の作成に30分程度かかっていたものが10分程度に短縮されたケースもあるというようなことを聞いております。

多くの職員が利用することで、業務効率の向上、それから考え方の参考になると考えておりまして、さらなる利活用に努めてまいりたいと考えております。

職員アンケートで、「L o G o A I アシスタント b o t 版」を「利用したことがない」と回答された所管が50%ほどございますが、この結果を踏まえまして、現在、利用を促進するために再周知しておりまして、月2回ほど「L o G o A I 通信」と題して、全職員に例題を交えた中で具体的な利用方法をお知らせし、さらなる活用を促し、業務の効率化を図るよう努めているところでございます。

また、市長自ら、先月の部課長会議におきまして、この対話型人工知能(A I)を業務の参考とするよう指示がございまして、管理職を通しまして全職員に周知をされたところでございます。

以上です。

◎議長(武田悌一氏) 池田議員。

◎2番(池田真志氏) 答弁ありがとうございます。

この対話型人工知能については、運用が開始されてから約1年半が経過しております。答弁のとおり、全体の半数で利用されておりまして、利用に伴う効果も上がっているとのことで、導入した目的も達成されているものと思います。

しかし、まだ半数で利用されていない状況もあるようですが、これについては市長自らが部課長会議で周知されたとのことですから、今後の利用促進につながることを期待します。

ただ、部署によっては、対話型人工知能を利用しなくても業務を遂行できる場合もありますので、現場の状況に合わせた運用を進めていただきたいと思います。

また、今後の利用促進に当たっては、研修を実施するなどして、機能、それから事例、こういったものを紹介しながら理解を深めていく、こういったことも必要ではないかと思っております。

次に、関連する質問に移りたいと思いますので、答弁をお願いします。

まず、市職員が利用する際の環境についてですが、どのような環境になっていますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 職員の利用環境だと思います。通常業務で利用するパソコンなのですが、議員御承知のとおりだと思うのですが、L G W A Nのネットワーク環境とインターネット環境と分かれてございまして、その両方で利用することが可能となっております。

また、この「L o G o A Iチャット版」につきましては、チャットツールも備えておりまして、出張時など職員間での業務連絡などもありまして、職員個人のスマートフォンでも利用できる環境を整えています。ただし、職員のスマートフォンを利用させていただくことから、本人が希望した場合で、所属長が必要と判断し、デジタル推進課に利用の申出を行った上で、利用できる形を取っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） この利用環境については、複数のネットワーク環境と、スマートフォンでも利用できるということなので、利用に当たっての特段の問題はないと考えます。

ここで心配されるのは、やはりセキュリティーに関するものですが、職員が利用するパソコンについてはセキュリティー対策はされていると思われまますので、特に心配は要らないものと考えています。

それから、職員個人のスマートフォンについては、セキュリティーの面からは若干の不安要素が考えられるところですが、チャットだとか、業務連絡、そういった程度で使用するのであれば、こちらについても特に心配は要らないのかなと考えます。

次の質問ですが、利用する際の業務についてどのように適用しているのか、また、ガイドラインなどは作成されているのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 対話型人工知能を利用する業務でございますが、先ほど申し上げましたアンケート調査の結果になりますが、全体、利用するガイドラインでは、そういう形を取っております。

アンケートでは、文書作成の補助として利用するのが一番多く78%と、次にアイデアの創出、これが58%、事例の情報収集としているのが43%となっております。

それから、ガイドラインでございます。令和6年3月25日付で作成させていただきまして、職員周知を行い、その年の4月から運用させていただいております。

主なガイドラインの内容としましては、生成A Iの利用において、情報の保護、それから法規制の厳守の観点から、個人情報、それから特定個人情報、守秘義務の課される情報等の入力を禁止しております。

また、このA Iにおきましては、特定の機能として、入力した内容はA Iとして学習させないという仕様となっており、加えて外部に情報が出ることはないという、そういう

ような仕様になってございます。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） AIを利用する業務についても、ある程度は想定したとおりの答弁でありました。しかし、対話型人工知能の持つ機能のごく一部の利用にとどまっていると思われるので、今後の研究が必要ではないかと思えます。

それから、ガイドラインについても作成されているということで、禁止事項についても規定されているとのことですから、今後も見直しをしながら運用をお願いしたいと思えます。

次に、利用した際の結果についてなのですが、このチェック体制だとか方法というのはどういうふうになっていますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 結果とチェック体制ということで、御答弁させていただきたいと思えます。

ガイドラインに基づきましてAIの利用を行っており、完成した文書などにつきましては、通常の必要な決裁を経ましてチェックを行っているところでございます。

誤って個人の職員が氏名を間違えて入力した場合は、自動的に警告メッセージが表示されるような仕組みを取ってございまして、機械的な機能も加えて適正な利用を図っていきたいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） ここで注意が必要だと思うことなのですが、例えば同じ研修に数名の職員が参加して、その後に報告が上がってくると思うのですが、そのときに内容がみんな同じになるかどうかという部分なのです。それで、職員にはそれぞれの個性があると思えます。個人によって考え方や受け止め方が変わってくると思えますので、そういった人間性が失われないような注意が必要になるのではないかと思えます。

もう一点は、職員はあくまでもAIを使う側であって、AIに振り回されるような状況になってはならないと考えますが、そのような点についても注意が必要になるのではないかと思えます。

次なのですが、AIの機能的な部分で音声データから文書データへの変換機能が搭載されていると思えますが、その精度については実用できるレベルなのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） まず、AIに振り回されるかということ、市長も部課長会議の中で参考とするようにということを周知していますので、そのようなことはないように進めていきたいと思えます。

音声データのほうなのですが、今回のAIのほうには残念ながら搭載はされていないところでございます。今年の6月から7月ぐらいにかけて、違うそういう音声から文字に起こすような機種を、無料だったので、デジタル課のほうで試験的に

やりまして、現在、検証中ではあるのですが、複数人が会話したりすると、若干環境で違ってくるのですが、ちょっと違うようになってしまったのかなど。それから、もうちょっと集約、AIですと集約する機能があると思うのですが、そこもちょっと精度が低いのかなと思ひまして、ただ、こういう機能、日進月歩で進んでいきますので、そこは検討というか、研究をしていきたいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 残念ながらこの機能は搭載されていないということですが、私は議会広報委員会の委員長を担当しておりまして、議会だよりの編集と発行に携わっています。その立場から興味があって、この質問をさせていただきました。

議会だよりについては、管内10市の発行状況について比較するための調査を個人的に行ったことがあります。その結果、当市の議会だよりは、その中で最もページ数が少ないと。それにもかかわらず、発行日は他市に比べて2週間ないし3週間ほど遅いという傾向があります。これは早急に解決すべき課題として捉えております。

この通告を提出したすぐ後に、ほかのまちへ視察がありまして、そのまちの議会広報に関して話を聞く機会がありました。そのまちでは、会議録の作成に生成AIの音声データから文書データへの変換機能を使っていて、2日から3日ほどで会議録が完成するということでした。会議録が短期間で出来上がることから、議会広報の編集作業にも効果が上がっているとのことでした。このような事例もあることから、当市の議会だよりの編集について対話型人工知能の機能を利用したいと考えています。その際には行政側の協力も必要になるものと思ひますので、その際はどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問ですが、今後の利用において、適用業務の拡張や効率的な利用について何か考えはありますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 今後の考え方になりますが、効率的な利用につきましては、先ほどアンケート結果のとおり、利用されていない職員も一定数おりますので、効率化や市民サービスの向上を図る上でも、引き続き例題を交えた具体的な利用方法を周知してまいりたいと考えております。

なお、8月16日の報道によりますと、総務省になりますが、全国の自治体にAIの具体的な使い方を伝える指針、これを年内にも策定するような報道がございまして、今後、国のこの指針が示された場合には、それを確認して適切な運用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 今後のことについてなのですが、これは国の指針であったり、それから対話型人工知能の進化など環境変化することが予想されますので、情報収集しながらの対応をお願ひしたいと思ひます。現状で、職員採用がままならず、定員に達していない

い状況が長く続いていますので、このような対話型人工知能を使うことで、職員の負担を少しでも軽減できるように利用拡大を考えてほしいと思います。ただ、使い方を間違えると、情報漏えいなどにつながる場合もあって、また、可能性は低いですが、悪用される場合なども考えられますので、取扱いには十分な注意をお願いしたいと思います。

以上で対話型人工知能に関する質問を終了しますので、次にマイナンバーカードに関する質問について答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） それでは、次にマイナンバーカードについて答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） この1年以内においてマイナ保険証の利用に関するトラブル対応について改善点というような登壇での御質問に対しまして答弁させていただきます。

まず、経過につきましては、全国的な傾向でございますが、開業医や勤務医の医師、歯科医師、約10万人が加入しています全国保険医団体連合会が本年3月にマイナ保険証のトラブルに関する調査を行っております。結果としましては、議員から登壇でもございました「外字が黒丸で出る」と、これが65%、「接触不良・認証エラー」が44%と、「マイナカードやマイナカードに搭載された電子証明書の有効期限切れ」が約30%あるとされております。

マイナンバーカードの健康保険証利用につきましては、令和3年10月から運用が開始されたところでございます。登壇でもございましたが、令和6年第1回の大綱質問などで御質問をいただき、その際には、医療機関の窓口での機械操作の不慣れで若干時間がかかっていますが、大きなトラブルは見られていないというような答弁をさせていただいております。

それで、この1年間でございますが、市内の医療機関、薬局におきましても、議員御指摘のとおり、外字の黒丸の問題、これはあるのですけれども、それが何か大きなトラブルにはつながっていないというようなところを聞いております。

なお、この外字の表示につきましては、国で今後対応していくというようなことが想定されておまして、本市についても、その状況により必要な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 答弁ありがとうございます。

マイナ保険証に関するトラブル対応についての改善策ということなのですが、新聞やネットなどであまり報道されたことがほとんどないので、ちょっと放置されている状況ではないかと思われまます。

私のほうでも調べた中で、岐阜県の保険医協会というところで実施したアンケートがあります。アンケートの内容は、岐阜県の開業医らを対象としたもので、健康保険証の新規

発行を停止した昨年12月以降の窓口業務について「負担を感じる」と答えた者が7割に達しています。内訳については、「とても負担を感じる」と、これが18.1%、「負担を感じる」というのが50.3%です。それから、トラブルの内容については、壇上でも述べておりますけれども、「名前などの外字が黒丸で表示される」と。それから、「カードリーダーの接続不良・認証エラー」、それから「資格情報が無効」「有効期限切れ」の順に多くなっております。その対応については、「健康保険証による資格確認」が約7割と、最も多い状況となっております。その他の対応では、「一旦10割負担をしてもらった」と。これが全体の1割あったとのこと。医療機関で負担となる部分なのですが、何らかのトラブルが起きた場合には、患者側で対応ができませんので、医療機関の職員が何らかのサポートを強いられることであると考えています。このような状況が長く続いた場合には、制度そのものの信頼性が低下して、やがては衰退していくものと思われま

す。

三笠市においては大きなトラブルはないとのことですから、1つは安心できる状況と考えられますが、この件については今後の国の対応に期待するところです。

次に、昨年12月に新たな保険証の発行がされなくなりました。後期高齢者医療の保険証は今年の7月で有効期限が切れることから、これは全員を対象に資格確認書を発行して送付しています。それから、国民健康保険の保険証も多くは7月で有効期限が切れると認識していますが、資格確認書の発行はどのように行われたのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 後期高齢者の部分も含めて御答弁させていただきたいと思

います。

議員もおっしゃったとおり、令和6年12月2日から新たな保険証の発行は行っておりません。それに代わり資格確認書を発行してございます。

後期高齢者医療保険の保険証は、令和7年7月31日でおっしゃったとおり有効期限が切れました。それに代わり、7月中に令和7年8月1日から令和8年7月31日までの有効期限である資格確認書を被保険者に配付、発送しております。これは厚生労働省からの通達によりまして、配慮が必要な被保険者に対しては資格確認書等を交付してもよいとされたほか、後期高齢者医療制度の加入者に対しては、令和8年8月までの間はマイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書の交付をすることとする暫定運用の取扱いが明記されたことから、北海道後期高齢者医療広域連合によりまして被保険者全員に資格確認書を配付したものでございます。

そこで、国民健康保険でございますが、こちらと同じく、令和7年7月31日で有効期限が切れました。こちら厚労省の同じ通達になりますが、その通達のとおり、被保険者全員に令和8年7月31日までの有効期限である資格確認書または資格情報のお知らせを配付、発送しているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） これについては、当初の国の指針ではマイナ保険証を持たない方に対して資格確認書を配付するとの方針であったと思いますけれども、今の答弁では国民健康保険も被保険者の全員に資格確認書または資格情報のお知らせを配付して、送付したということです。このことについては、東京都の渋谷区だとか世田谷区、ここでは早くから国民健康保険の加入者全員に資格確認書を発行、送付すると発表を受けて、この発表を受けて国が方針を変更したのかなと思います。

この全員を対象にすることについては、混乱を避けるという観点からは評価できると思いますけれども、ただ、費用面から見ると、健康保険証と同じように全員分の送付費用がかかることになって、健康保険証を廃止した意味が問われるのかなと思います。さらに、資格確認書と、それから資格情報のお知らせ、どちらを配付するかについては、新たな事務作業が発生することとなって負担も増えるのかなと考えています。

それからまた、資格情報のお知らせについては、私の加入する健康保険でも早くから送付されてきました。それで、健康保険証またはマイナ保険証と一緒に保管してくださいとの説明がされています。それで紙のカードがさらに1枚増えることになりました。どのような場合に使用するかについては、資格情報のお知らせの裏に非常に小さな文字で書かれているので読み取るには時間がかかります。

このような状況からは、事務作業の軽減、それから費用の軽減の観点からも何の効果もないと私は感じています。

次の質問になりますが、マイナンバーカードの有効期限は、カード本体のものが10年、それから電子証明のものが5年、この2種類がありますが、この有効期限の満了に伴って更新のために市役所に来庁する市民が増えていると思われましても、その対応によって混乱が生じているかどうかお聞かせください。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 混乱があるかどうかという点でございますが、平成28年からこのマイナンバーカードは発行されまして、有効期限は、発行日から10回目の誕生日、それから18歳未満は5回目までです。電子証明書の有効期限につきましては、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されてございます。有効期限を迎える方には、誕生日の二、三か月前をめどに、市からではなくて国から通知が送付されます。平成28年1月から交付が始まっておりますので、まだ10回目の誕生日を迎えたという方はおりません。早い方で来年1月以降、発行の更新があるのかなと思っております。

それと、電子証明書の有効期限は5回目の誕生日となっておりますので、もう更新が始まっております。今年度は、4月以降になりますけれども、月平均50人ほど更新で来庁させていただいております。特設窓口で混乱は生じていないところでございます。

ただ、今後予想されるのは、令和2年9月から行われましたマイナポイント事業に合わせてカードを作成した方が一定数おられまして、特に令和4年度に約2,400枚発行し

ておりますので、その電子証明書の更新時期を迎える令和9年度が一つのピークになるのかなというような考えでおります。その場合につきましても、来庁された方々が少しでもスムーズに手続きできるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） これについては、マイナンバーカードの発行時期の影響によって更新対象の方がまだ少ないということで、窓口の混乱は生じていないということで安心しております。それから、これについては人口規模の多い自治体では、更新専用の窓口を設けて対応しているというところもあるようですから、今後の動向を見ながらの対応をお願いしたいと思います。

次の質問ですけれども、マイナンバーカードの新仕様と言われるものが来年から発行されると聞いております。現行のマイナンバーカードとの違いは何なのか、また、そのために更新を控えていると、そのような状況が見受けられるかどうかお聞かせください。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） デジタル庁の「次期個人番号カードタスクフォース」の最終取りまとめ案でございますけれども、次期カードの導入時期として、個人番号カードの導入から10年を迎える2026年を一つの視野に入れ、引き続き検討を進めるとされてございます。

その案の中の変更点でございますが、代表的な部分を申し上げたいと思いますが、性別は券面に記載しない、氏名の振り仮名が券面記載事項に追加される予定、希望者に対し生年月日と西暦と氏名のローマ字とが追加欄に記載される予定と。デザインの見直しを行い、文字の読みやすさに配慮し、魅力的なデザインを実現すると。それから、電子証明書の有効期間5年をカード本体の有効期間に合わせ、10年に延長すると。それから、アプリケーションの関係で暗証番号の設定・入力負担軽減、照合番号の合理化等を実現するとされております。それから、更新申請は有効期限の1年前から可能とするということで、現行は有効期限の3か月前というところになってございます。

現在のところ、このようなことなのですけれども、国から新様式のマイナンバーカード変更の正式な通知が実はないところございまして、市民の皆様にも周知していないところでございます。そのようなことから、更新控えは少ないのではないかなと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 今の答弁では、新仕様のマイナンバーカードについては見た目のデザインの変更が目につくものと思われまますけれども、機能的な部分についてはほぼ変わらないのかなと思います。国からの正式な通知もないということですから、今後の動向を見ていきたいと思えます。

次の質問ですけれども、iPhoneへのマイナンバー機能の搭載が可能となりました。それと、今月からはスマホ保険証の仕組みができることになりましたが、そのことに

よってマイナンバーカードの普及にどのような影響が考えられますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） i P h o n e のマイナンバーカードの部分でございますが、令和7年6月24日から、8月5日よりマイナンバーカードの対面確認アプリが対応可能となったということでございます。i P h o n e がマイナンバーカードの表示が可能となったことにより、A n d r o i d 端末も含めて、ほぼ100%がスマホでマイナンバーカードの表示が可能ということになったと思います。

マイナ保険証は、今まではカードのみの取扱いでしたが、令和7年9月中旬、今月中旬よりスマホのマイナ保険証が、機器の準備が整った医療機関・薬局で順次利用可能になる予定となっております。その機器というのは、スマホ保険証が読み取れる顔認証付カードリーダーとなりまして、既に対応可能なカードリーダーが販売等されていることは認識してございます。

三笠市内の医療機関、それから薬局に準備の状況を確認させていただきました。市立病院につきましては、システム会社と現在、調整中でございます。他の医療機関につきましては、現在、動向を注視していると、そういうような状況でございます。

マイナンバーカードの保有率につきましては、令和7年7月末時点で、全国では79.2%、三笠市は80.3%でございます。

厚生労働省が公表していますマイナ保険証の令和7年7月の全国の利用率は、協会けんぽ、共済組合なども含めた全保険者になりますが、利用率が31.4%でございます。比較できる最新の数値が異なりますが、三笠市の国民健康保険加入者の令和7年3月末のマイナ保険証の利用率は42%でございます。後期高齢者医療保険の令和7年3月末の利用率につきましては26%でございます。

先ほども答弁させていただきましたが、8月以降i P h o n e でのマイナンバーカードの搭載がされたことから、スマートフォンのマイナンバーカードの搭載がほぼ全てで可能になってございます。今後、スマホのマイナンバーカードの利活用が可能となるものが増えていくとすれば、利活用する場面が増えまして、スマホの保有率が高い年齢層においては利便性の向上につながり、そこからマイナンバーカードの保有にも影響があると推察しているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） i P h o n e への機能搭載だったり、それからスマホ保険証の機能によって、普及促進に向けた効果というのは、若干ですけれども、感じられるものと考えています。

しかし、スマホ保険証の対応については、医療機関や薬局などで新たな機器が必要となることから、費用負担も発生することになります。これはスマホからデータを読み取る汎用カードリーダーという専用機器ですが、特定のネット通販サイトで販売されているとい

うことです。国からは7,000円を上限に半額の補助が出るということです。設置するかどうかは医療機関だったり薬局に委ねられるのですけれども、せっかくスマホに保険証機能を搭載しても使用できないと、そういった場合も考えられるということです。こういった機能を広めるのであれば、まず先に環境を整備する必要があると思うのですけれども、今の国の進め方ではちょっと問題が残るかなと感じています。

次に、関連した質問になりますけれども、車の運転免許証についてもマイナンバーカードとのひもづけが可能となりましたが、運転免許証の場合は、その情報がマイナンバーカードに直接書き込まれることとなります。偽造など安全面での不安が懸念されるのですけれども、その安全対策はどのように行われていますか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 運転免許証の部分について答弁させていただきます。

マイナ免許証につきましては、議員おっしゃるとおり、ICチップに運転免許証の情報を記録することでマイナンバーカードを運転免許証として利用できるものでございます。

運転免許証情報とは、マイナ免許証の番号、それから運転免許証取得日の年月日及びマイナ免許証の有効期限、それから運転免許証の種類、普通、大型、二輪とかそういうものでございます。それから、免許の条件に関わる事項、オートマ限定、眼鏡とか、補聴器とか、その辺が記録されていると。それから顔写真、それから色区分、ゴールドであるとかそういうことです。そのようなものが、このICチップに記録されているというところになります。

安全性でございますが、落としても他人が使うことができない、あるいは紛失、盗難などの際に一時利用を停止できる24時間365日体制で窓口対応を行っておりまして、マイナンバーカードと同様の安全性が確保されているとさせていただきます。

それから、偽造につきましては、これ、デジタル庁のホームページに記載されていますが、見る角度によって2色に変化して見えるインキを使用していると。また、顔写真の表示には特殊な加工をしていると。また、文字をレーザーによって印字するなどの券面の偽造を困難にしているということがホームページで公開されているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 免許証の関係については市役所の管轄ではないと思いますけれども、答弁いただきましてありがとうございます。

運転免許証については、車を運転する際には必要となります。それから、身分証明書として使用される場合もあることから、偽造などが不安要素になるのではないかと思います。しかし、答弁にあったように、安全対策が施されているということですから、大丈夫かなと考えています。

最後の質問になります。健康保険証については、ひもづけによってマイナ保険証として

利用できますが、介護保険にも保険証が存在します。これをひもづけるような案は出ていないのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 介護保険の部分について答弁させていただきます。

介護保険証につきましては、現在、紙での発行になっておりまして、65歳を迎えた誕生日に届くように送付してございます。

介護保険証は、介護保険の要介護認定の申請を行うまで利用することはございません。要介護認定申請後、介護認定審査会を経まして要介護度が決まりますので、その後、三笠市から要介護度が記載された介護保険証を送付いたします。市民は、要介護度が記載された介護保険証をもってケアマネジャーにケアプランを作成していただきまして、各介護事業所のサービスを受けるという形になります。

これら一連の流れは、保険証に限らず、介護認定審査会の医師の意見書、それからケアプランなど、現在ペーパーで行われておりますが、これを国では介護情報基盤システムという形で被保険者、保険者、それから医療機関、介護事業所をつないだネットワークシステムの運用を令和8年度から実施し、令和10年度から本格稼働を行う予定だというような情報で聞いてございます。

なお、あわせて、介護保険証についてもマイナンバーカードへの搭載が考えられておりますが、実際の運用時期につきましては、まだ明確に国から示されていない状況であります。国から正式な情報が運用等が示された場合は、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 介護保険と後期高齢者医療保険については、一定の年齢によって居住地の保険制度に加入することになるので、そういった加入者の全員に保険証を交付することが必要なかどうか、この点がいつも疑問に思っています。

それで、今週の月曜日にネットの報道がありまして、介護保険の保険証発行について厚生労働省でちょっと動きがありました。これまでは介護保険証については65歳該当時に発行していましたが、今後は要介護認定時に発行するように変更すると。早ければ来年度から実施されるとのこと。介護保険証は現在65歳で被保険者全員に交付していますが、要介護認定の申請をするときに紛失している事例が多いことから、再発行の事務などが自治体の負担になるということで見直しが検討されていたということです。このことについても、今後の動向を見ていきたいと思っております。

マイナンバーカードの普及については、前の質問でも述べていると思っておりますけれども、やはり制度設計をきちんとした上で、着実に進めることが望ましいと思っております。現状ではそれが実現されないまま、広範囲に手を広げ過ぎている状況かと思っております。この制度に関しては、もう既に破綻していると言う者も出てきております。このままでは先にも進むこ

とができない、後戻りもできない状況となっています。このような状況が長引けば、制度自体が衰退していくということもあります。そうなれば、国民の税金が無駄に使われるということになって、大きな損失となるのではないかと思います。そうならないように国の再考を期待するところです。

これで私の質問は終了します。答弁ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、池田議員の質問を終わります。

この後の一般質問を保留し、昼食休憩に入りたいと思います。午後1時から会議を再開します。

休憩 午前11時39分

再開 午後1時00分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

10番谷津議員、登壇願います。

（10番谷津邦夫氏 登壇）

◎10番（谷津邦夫氏） 第3回定例会に当たり、通告順に従い御質問を申し上げますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

第1点目に、人が安心して暮らせるまち三笠についてであります。

自治会組織の解散に伴う暗がり解消対策について御質問を申し上げます。

地域自治会組織は、活動内容が違っていても、防犯灯の維持管理をはじめ、交通安全や防災訓練、全市一斉クリーン作戦の参加など市民が安心・安全に暮らせる活動を自主的に取り組んでおります。144年の歴史を誇る当市は、人口減少や少子高齢化が加速化して、地域の自治会組織の解散が毎年のように続いており、大きな変革期を迎えていると思います。多様化する地域課題や新たな住民ニーズへの対応がますます必要になると考えられます。

そこでお尋ねいたしますが、市民が安心・安全に暮らせるための防犯灯の維持管理についてであります。

最近の自治会組織の解散件数とそれに伴う防犯灯の設置状況について、お聞かせしてほしいと思います。

2つ目に、選挙制度についてでございます。

将来を見据えた選挙制度の見直しについて御質問申し上げます。

選挙の基本原則は、主権者である国民の意見を正しく政治に反映させるため、性別や納税の有無などにかかわらず、ある一定の年齢に達した国民に平等に選挙権が与えられます。当市の投票所は地区市民センターを中心に9か所の投票区域を設定し、実施しているところであります。以前から、高齢化に伴い、特定の区域の市民から投票所の見直しをしてほしいとの声が届いております。

そこでお尋ねしますが、これまで選挙管理委員会の中で投票所、投票区域の見直しにつ

いて議論経過があるのかどうか、その考え方についてお聞かせをしてほしいと思います。

以上、登壇質問を終わります。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに人が安心して暮らせるまち三笠についての答弁を願います。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、登壇で御質問のありました防犯灯関係の維持管理団体の解散件数、それから設置状況につきまして答弁させていただきたいと思いますが、まず防犯灯の背景等について答弁させていただきたいと思います。

全国的な防犯灯設置の背景につきましては御承知だと思いますが、戦後、行政による設置や維持管理が十分に行われず、町内会、自治会といった住民組織が整備・管理してきておりまして、復興期の住宅地や商店街では街路灯が不足し、夜間の防犯や交通安全のために住民が出資して電柱に灯具を取り付けたのが始まりということでございます。

その後、高度経済成長に入りまして、地方自治体が街路灯や道路照明を整備する一方、防犯灯につきましては、地域の安全を守る住民の明かりとしまして、町内会などが主に担い、電気代や球の交換なども会費で賄われてきたというところがございます。そうした中、自治体が補助金などにより、防犯灯を管理する維持管理団体へ支援を行ってまいりました。

三笠市におきましても、昭和39年に「三笠市街路灯施設補助金交付規則」を設け、創設当初は防犯灯への補助は設置費の8割補助だけでした。維持費については補助してございませんでした。昭和48年から防犯灯の維持費に対して3割補助を行うようになりました。以降、電気料金などの高騰等によりまして、補助率を改正しながら現在に至っているところがございます。

現在の本規則につきましては、御承知のとおり、維持費と設置費ともに8割補助を行っているところがございます。

補助をしている維持管理団体の数、それから設置状況につきましては、まず15年前の平成21年度は87団体、1,073灯でございました。次に、10年前の平成26年は83団体、973灯でした。次に、5年前の令和元年度になります。74団体、833灯になってございます。現在というか、昨年度になります。67団体、774灯と推移してございます。15年前と比べますと、20団体減少してございます。設置数は299灯減少、5年前と令和6年度では7団体の減少、防犯灯の設置数は59灯減少している状況でございます。

解散というか、そのような理由につきましては、主に高齢化による役員の担い手不足というようなお話を聞いているところがございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 今、具体的な数字も聞かせていただきまして、昭和48年から

いろいろと補助をしながらやってきて、私どもも各そういう町内会ぐるみで大変補助をしていただいて、今現在は8割補助ですから大変喜んでいるということは現実的な問題として聞かされておりますし、これからもぜひお願いしたいということは心の中では思っているところであります。

そこで、先ほどちょっと答弁で触れましたけれども、防犯灯と街路灯というかな、そことの境目がなかなか住んでいる方には区別がつかないということもあって、市がいわゆる通路照明をしているものですから、どこからどこまでが市がてこ入れしてくれているのか、あるいは防犯灯は、今、補助が来ているけれども、街路灯は商工会を通して補助というか、設置しているというか、各地区であると思うのですけれども、その辺もう少し、分かれば詳しく教えてください。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 街路灯につきましても、商店街等であれば補助を行ってございます。防犯灯につきましても、先ほど申し上げた割合で補助もしていると。街路灯についても、8割の補助ということで理解いただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 暗がり解消ということで、いわゆる犯罪防止だとか交通安全の確保あるいは防犯灯の維持は、特に社会的には欠かすことのできない、そういうことになっているわけでありませう。

参考までにですけれども、他市町村で政策として取り組んでいるところがあれば、分かる範囲で聞かせてもらえればと思います。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 他の自治体というところでございます。防犯灯の維持管理の多くは町内会や自治会がということで先ほども答弁させていただいてございますが、特に都市部の町内会では未加入者が増えていることに伴いまして、住民負担の不公平を訴えているということをお聞きします。

そこで、直営で管理しているという部分でございますが、帯広市で令和5年度に、令和8年度からの防犯灯の電気料金について帯広市で直接管理することを公表されております。一定の条件ではありますが、町内会等の所有の防犯灯について寄附を市のほうで受けて移管すると。こちらにつきましては、令和8年度から直接管理することを帯広市のホームページで公表されているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 帯広で直接政策的に、こうやって移管して、皆さん自治会に安心した生活を送れるだけの政策をやっているということは、大変参考になるというふうに思っていますので、まずそこが私ども、ちょっと気持ち的に先が少し見えてきているのかなという気がしております。

そこで、総合計画の中で人や街にやさしいあかり環境推進事業として、防犯灯や街路灯でいわゆるLEDの更新と、そういう条件で支援をしているわけですね。そういう意味では、今後も自治会組織のこれから解散というのは予想されるわけなのです。だから、そういう将来に向けてのことを考えていくと、先ほど帯広の例ではないですけども、防犯灯の維持管理を今後とも政策的に当市としても考えてほしいなど、そういうようなことを思いましたけれども、その辺の考え方を少し将来に向けてお願いしたいと思っています。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 総合計画でそういうふうに人や街にやさしいあかり環境推進事業ということで掲載させていただいて、令和11年度まで計画を推進していくということで計画させていただいてございます。事業の中身としましては、令和6年度でいけば、新設9基と改造10基、全灯LEDにしている実績がでございます。その前からこの事業はございますので、一定の成果というか、実績がある事業でございます。

そこで、今後の考え方でございますが、帯広市の事例もあるのですが、市としましては、防犯灯の維持管理につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、設置費や維持費も8割補助させていただいております。できる限り地域での維持管理を基本として考えているところでございます。一方で、一部の解散団体からは、夜出歩くことが少なくなってきて防犯灯が必要ないというような声もございまして、ここは市としても課題と捉えているところでございます。当市としましては、現段階でまずは先ほど申し上げたお声もあることから、状況を見つつ今後も地域と話してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 当然、地域との、最後にあったようにやっぱり住民との話合いが一番大事なところに行き着くわけですけども、先ほど申し上げた人や街にやさしいあかり環境推進事業、これはあくまでもLEDを中心としたものを考えているものですから、そこをもう少し伸び代を広げて、先ほど言った政策的にそこに行政としても支援をそこまで広げていくとか、支援をしていくとか、そういうことを考えてほしいなどというふうに要望したいと思っています。

特に、当市の将来都市像という立派なものがあるのです。「日本一安心して誰もが暮らし続けたい自然豊かな元気田園産業都市」と、この名に恥じない将来構想を掲げるためにも、ぜひこの各それぞれの地域自治会の組織がなくなっても、安心したそこに住める市民であってほしいと私どもは願うわけですけども、ぜひ将来に向けて御検討をいただきたいというふうに思っております。

私のほうからは、以上です。

◎議長（武田悌一氏） 答弁よろしいですか。

◎10番（谷津邦夫氏） いいです。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 総合計画でのお話も都市像も理解、承知しているところでございます。住民とよくお話することが重要だと思っておりますので、先ほど申し上げたとおりになりますが、今後も地域と話してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 谷津議員、人が安心して暮らせるまち三笠については、以上でよろしいですか。

それでは、次に選挙制度について答弁願います。

選挙管理委員会事務局長。

◎選挙管理委員会事務局長（杉山 充氏） 私のほうから、選挙制度についての御質問で、将来を見据えた選挙制度の見直しについて御答弁させていただきたいと思います。

まず、投票区、投票所の設置基準につきまして、若干触れさせていただきたいと思えます。

投票区、投票所の設置基準につきましては、国のほうで昭和44年の自治省選挙部長通知により3つの項目が挙げられております。1つは、遠距離地区（投票所から選挙人の住む住所までの道のりが3キロ以上ある地区）を含む投票区にあつては、当該投票区の分割や再編成の措置を取り遠距離地区の解消に努めること。2つ目は、過大投票区（1つの投票区の選挙人の数がおおむね3,000人を超える地区）にあつては、3,000人を限度として投票区の分割を行い、投票区の規模の適正化を図ること。3つ目は、今お話しした遠距離と過大投票区の2つに該当しないものであつても、例えば投票所から選挙人の住所までの道のりが2キロ以上であつて、かつ1投票区の選挙人の数が2,000人を超える投票区については、再検討を行い、投票区の増設に努めることというふうになっております。

三笠市の投票区、投票所におきましては、議員がおっしゃられたとおり、現在9か所あります。

直近の投票所の統廃合につきましては、平成19年に幌内小学校、新幌内小学校の投票所2か所を投票人数の減少により廃止しているところであります。このとき廃止した投票所の選挙人を区分けする際には、投票所への距離を考え、幌内初音町の方は幌内小学校が投票所でしたが、新しい区割りでは三笠市民センターに統合している形を取っております。

投票区の区割りににつきましては、国の一定の考え方はあるものの、三笠市の実情に合った区割りにしているところであります。

また、今後につきましては、選挙人名簿が200人を下回っている投票区があります。この投票区につきましては、今後、見直しが必要になってくるのではないかとというようなことも選挙管理委員会の中では話しているところであります。

一方で、国の設置基準では最小限のことに触れておりませんので、投票区内の均衡ですとか、公平性の確保及び効率的な投票区の指定が必要かと考えておりました、これまでの三笠市内での投票所の統廃合を踏まえた上で検討していきたい、新たな投票所までの距離等を考慮しながら、投票所や投票区の区割りが起きるときには考えていきたいというふうなことを思っているところであります。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 今、答弁の中で平成19年に一度見直しをしているという話で、今現在9か所で投票所を設置し、やっているわけであります。

それで、先ほど私申し上げた特定の区域、このところの投票所、投票区域を見直してほしいと申し上げました。

特定の区域というのは、大里、萱野、岡山地区のことです。やはり当日投票にどうしても都合の悪い方あるいは交通の便が悪くて不便さでなかなか行けないという有権者に、やっぱり期日前投票を私ども勧めておりますし、当然、選管でもどンドンとPRをしております。

そこでちょっと聞きたいのですが、とにかく8月1日で高齢の人口比率が、これ65歳以上の方が46%になっているのですね、3,267人。そして、そのうち75歳以上の方が29.8%、2,116名になっております。非常に高い比率になっております。将来を見据えると、期日前投票所への移動支援が必要になっているというふうに思うのですが、その考え方についてまず聞きたいというふうに思っています。

さらに、他市の移動支援の状況もあるようですけれども、分かる範囲で報告をいただければというふうに思います。お願いします。

◎議長（武田悌一氏） 選挙管理委員会事務局長。

◎選挙管理委員会事務局長（杉山 充氏） 他市町村の移動支援についてというような形の状況についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、移動支援につきましては、北海道内でも実施しているところがあります。幾つかのまちにお話を聞きますと、まず移動支援の考え方として、投票所の廃止、これに伴って新たな投票所までの移動距離が伸びたことから、投票の機会の確保と移動支援として貸切りバスでの運行や、あと市町村営バス、これらを持っているところですね。市町村営バスの無料乗車、こういったような形で選挙人を投票所まで送迎しているというようなことがあります。

また、移動期日前投票所というところもやっているところもありまして、こちらはバスですとか、ワゴン車などを投票所として使用しているもので、スーパーやコミュニティー会館などの駐車場で実施しているケースがあります。今回の選挙のときの報道でもありました砂川市では、予約制により自宅前で投票が行えるような対応をしているというふうなことも他市町村では行われているというふうな状況であります。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 今、他市町村のことも参考までに報告いただいて、大変これからも本市としても検討する中身だというふうに思っています。

先ほどの午前中の選挙管理委員会の行政報告で、先般行われた参議院選での投票率等について報告がありました。

それで見ると、これは選挙区で男女合わせて61.56%と。参考までに令和4年7月では59.07%と。比例代表でも61.54と、令和4年度は59.10と。決して高い投票率ではないというふうに思います。

そういう中で、今後もやっぱり投票率向上に向けた取組が必要になってくると思いますけれども、何かあればお聞かせしてほしいというふうに思います。

◎議長（武田悌一氏） 選挙管理委員会事務局長。

◎選挙管理委員会事務局長（杉山 充氏） 投票率の向上に向けては、今現在、選挙における広報活動、こちらが大切なのかなというふうに思っております。広報みかさやホームページ、LINEや愛の鐘で周知しているところであります。また、選挙期間中でありますと、選挙新聞ですとか、選挙の期間中では広報車による街頭宣伝活動、こちらのほうを行っております。そういった形で選挙の投票所へ来ていただくというような形での行動を行っているところであります。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 今までも取り組んでいることを是としながら、将来的に少子高齢化の中で現実的に大変投票率を上げるのは厳しいというふうに私も考えていますし、実際に市民の声として投票所の見直しをしてほしいという、そういう声というものが届いているということをぜひ知っていただきながら、これからの広報活動に頑張してほしいというふうをお願いを申し上げながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、谷津議員の質問を終わります。

次に、6番畠山議員、登壇願います。

（6番畠山幸氏 登壇）

◎6番（畠山 幸氏） 令和7年第3回定例会に当たり、通告順に従い質問させていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

1つ目に、地域公共交通についてお伺いいたします。

8月に市内在住の現役高校生と意見交換をする場を持ちました。高校生による1通のメールを機に意見交換の場を設けることになったわけではありますが、内容としては主に通学に関して焦点が当てられました。

昨今、少子化の影響による私立高校の閉校や公立高校の統合などにより、一昔前までは

学区内の中で進学検討をされていた時代から、学区外、特に札幌圏への進学を希望する生徒も一定数いるように思われます。10代のうちから明確に将来を見据え、自分のやりたいことと照らし合わせながら進学先を選択する、その洞察力の高さをかいま見ることができたと同時に、選択肢が少ない学区内での進学候補先よりも札幌圏へのチャレンジがより魅力的に見えてしまう現代の流れがうかがえました。また、通信制の高校を選ぶ学生が増えていることも、注視すべき点であると思っております。

札幌圏への通学となると、市内の始発である民間バス会社の便に乗車したとしても、JRとの接続上、登校時間に間に合うよう到着することは現実問題として難しいため、必然的に最寄りの駅まで保護者の送り迎えが必須となることや、おのずと交通費もかさむ現状であります。一方、学区内での進学をした者であっても、減便による不便さが増すことにより、結果的に通学手段として保護者の送迎に頼る生徒の傾向があるように思われます。

よって、全体的なパイよりも公共交通を使用する者の数が少なくなることで、より減便への拍車がかかる現状であるとも言えるのではないのでしょうか。高額な通学費がもたらす両親への負担を心配する学生の心情や、減便による通学の不便さがもたらす学生生活への影響は、想像よりも深刻な現状となってきたことを感じた次第であります。行く行くは主要な通学アクセス先や学区内に通っている学校まで直行するスクールバスのような新たな交通手段が必要となってくる時代が来るのか、また、それが解決策となるのか、運営できるかどうかは十分な検証が必要であります。安心して教育を受けるための新たな打開策、将来的な移住希望者のためにも、通学に関しての不安を取り除いていかなければならない時代に入ってきたと認識しております。限られた財源の中で全てを網羅することは困難であることは承知しておりますが、地域の実情に即した柔軟な仕組み、民間や住民と連携した取組が必要となってくると思われます。

そこで1つ目の質問ですが、北海道中央バス株式会社が運転手不足及び利用者の減少に伴うダイヤ改正を令和7年4月1日に行いましたが、今後の動向が大変気になるところであり、直近の地域公共交通活性化協議会でどのような会議が行われているのか、お聞かせください。

次に、老朽化している公共施設についてお伺いたします。

近年、本市を含む多くの自治体では、昭和期から平成初期にかけて集中的に整備された公共施設の老朽化が深刻な課題となっております。これらの施設は地域住民の生活の質を支え、安全・安心な日常を保障する重要なインフラであります。竣工から30年、40年を経過し、建物の構造的な劣化や設備機器の老朽化が顕在化しておるのではないのでしょうか。

加えて、我が国全体が直面する少子高齢化、人口減少の進行、また、インフラ整備に必要な人材、技術者の不足などが重なり、公共施設の維持管理には今まで以上に戦略的な取組が求められております。特に地方自治体においては、財政状態が厳しさを増す中で、限られた予算の中から優先順位をつけて効率的、効果的に施設更新を進める必要があると

思っております。

また、昨今の物価上昇や建設資材の高騰、さらには人件費の上昇も大きな課題となっており、建て替え改修に係るコストは年々増加傾向にあり、従来の予算見積りでは対応し切れない事態も想定されます。今後は延命だけではなく、統廃合、用途転換、民間活力の導入など、多角的な視点での施設マネジメントが必要になってくるかと思われま

一方で、公共施設の更新は、単なるハードの整備ではなく、市民の福祉や地域の活力を左右する投資でもあります。老朽化した施設の問題は先送りにすればするほど修繕、建て替えコストが増す可能性があり、緊急性が高まったときには選択肢が限られ、より高額な対応を強いられることにならないように備えていかなければならないと考えます。

そこで2つ目の質問ですが、老朽化している市内の公共施設の中でも、し尿処理場についてお伺いいたします。

取得年度は1978年となっており、50年近くの時が過ぎようとしている中、老朽化の影響が顕著に表れてくることが予想され、し尿処理場の今後のあり方を含め、どのような現状認識をされているのかお聞かせください。

以上で、登壇での質問を終了します。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに地域公共交通について答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、直近の地域公共交通会議での会議につきまして答弁させていただきたいと思

三笠市の地域公共交通活性化協議会では、市内で完結する公共交通計画について議論するところがございます。

定期的には6月と12月の年2回実施しまして、直近の6月は、4月に市営バスのダイヤ見直しを行った報告、それから新年度事業、事業期間が当年度10月から翌年度9月までなのですけれども、これに関する市営バスの運行計画、ダイヤ、経路などの審議などを行っております。

また、12月は、旧年度事業の実績報告、それから12月に市営バスのダイヤ改正を行った場合は、それらの報告等を行っているところがございます。

また、その他協議事項が生じたときには随時、会議を招集しまして開催しており、令和6年度におきましては、今年度4月から実施しています「通勤等交通確保事業」を実施するに当たり、会議に諮っております。

なお、この公共交通会議を経なければ三笠市が実施しています公共交通事業の運輸局からの運行許可、それから国の補助申請ができませんので、必須の会議となっているところがございます。

また、この会議では、三笠市内で完結する公共手段について議論する場となっているのですけれども、広域を対象とした空知総合振興局が主管の「空知地域生活交通確保対策協議会」がございまして、他市町村をつなぐ公共交通について協議しているものでありま

す。バス事業者は、事業計画等を立てる上でこの空知地域生活交通確保対策協議会の意見を聞く必要がございまして、その上で運輸局へ運行に関する路線、運賃などの改正、廃止など国の補助申請を行っているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） まず、地域公共交通活性化協議会の内容を教えていただき、また、空知の広域的な部分でまた別の会議が持たれていることだと思っております。直近、4月に減便がなされまして、この減便はこれまでもかなり痛手が大きかったのかなという、私、印象であります。今後さらに減便の流れが加速していくのか非常に注視しているわけでありまして、また、そこに少しでも歯止めが利かないものかということ、私、日々考えるところですので、まずその減便への措置として、今回4月から通勤等交通確保事業がスタートしてから、どういった利用状況なのかなというところもまず知りたいところでありますので、その点、御答弁いただけますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 通勤等交通確保事業の帰宅支援の運行状況について答弁させていただきます。

御承知のとおり中央バス三笠線の最終便がこの4月より21時から19時10分に繰り上がったことに伴いまして、これまで21時の中央バスに乗車していた方に対し、交通確保をするため、乗合タクシーによる運行を行っているところでございます。利用者は、これは手続の関係ですけれども事前登録制で、また、利用する場合は、できるだけ乗車日の16時までには予約をお願いしているところでございます。

そこで、利用者数でございますが、8月までの登録者数でございます。24人となっております。内訳を申し上げますと、通勤が10人でございます。通学が11人、医療機関等の通院が3人となっております。こちらにつきましては、登録者数ということで理解をお願いしたいと思います。

運行の実績としましては、4月から7月までの4か月になりますが、運行日数69日でした。全体では122日あったのですけれども、69日ということで、それ以外はゼロ人だったと理解していただいて結構でございます。

利用人員につきましては、延べ83人、1回の運行平均乗車人員は、これで割り返しますと平均で1.2人となっているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 1回の平均が1.2人ということで、登録者は思ったより24人ということで多いのかなという印象なのですけれども、当初予算での想定人数は平日6名、また、休日は6名ということで想定していたかと思うのですけれども、それに対して登録者数は多い状況である、ただ、利用者数となるとぐっと下がるのだなというところが

あったのですけれども、先ほど69日運行ということであったのですけれども、これは運行しない日も実際にあったという認識でよろしいでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 4月から7月までの休日を入れて全ての日数が122日でございます。そのうち69日ですから、運行しない日が53日ということになります。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） そうすると定員に達成していない日がほとんどのような状況だと思うのですけれども、逆に超過した日などはあったりしましたでしょうか、やっぱりないのかなという印象を受けるのですけれども。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 6人の予算に対して、6人マックス乗ったということはありません。超過したということはありません。予算2台分で見てくださいますが、1台の運行にとどまっています。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） その対応としては十分なのかなという気もするのですけれども、ただ、その登録者数に対して利用者が少ないというのは非常に気になる場所であるのですけれども、当日になって利用者からキャンセルが出たというようなケースはありますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 先ほどちょっと答弁させていただいたのですけれども、できるだけ16時とは申し上げているのですけれども、実は8時まで予約変更受付はしているのですけれども、今のところ当日になってキャンセルした実績というものはありません。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） では、全体を通して、この通勤等交通確保事業をこれまで運営される中で、何か特段トラブルがあったということは、そういうことはないという認識でよろしいですか。大丈夫ですか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 大きなトラブルというものはございません。手続きにこちらに来ていただきますので、そのときに詳しく説明するのに少し時間がかかるのかなというのがありますが、運行については特段トラブルはない状況でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 分かりました。

では、それら全体を踏まえまして、やはり先ほどの登録者数24人に対して実際の利用者が平均すると1.2人ということで、そこは非常に気になっているのですけれども、現

状の便数ですとか運行時間のニーズがもし合致していない場合、柔軟な見直しというのは今後考えられる要素としてあるのか、その点いかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 私どもとしては、当初から予定していたのですが、今月末で6か月この事業経過しようとしてございます。そこで、調査というか、今、登録している方含めて、どういうことで利用するというのは申請時で分かるのですけれども、実態調査をかけようと思っております、そこを見た中でニーズ調査というか、現状と課題を把握していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） 今後、利用登録の際、今、電話で予約する形のように思うのですけれども、必要であるならば、デジタル予約のような構築などもニーズを満たす要素があるのかなという気はしますけれども、ただ、そういう新しいシステムを設けるとまた費用がかかってしまう部分もありますので、そこは私の部分でもちょっと強くは言えないのですけれども、ただ、先ほど今現状把握していただけるということで、本当にヒアリングが重要になってくるのかなという気がいたしました。

利用可能性がどこにあるのか、どこにニーズがあるのかというところだと思うのですけれども、先月、高校生と意見交換をする中で、民間バス、岩見沢ターミナル発が最終19時10分になったということで、これを逃してしまうと通勤等交通確保事業まで手段がないということだったのですけれども、その以前においても中央バスの運行スケジュールは同じようなスケジュールだったとは思うのですね。ただ、それが、ダウンサイジングする中で、どういうニーズを持つのかというのが非常に気になる場所でありました。ですので、実際に実態調査して下さるということでしたので、そこはよろしくお願ひしたいところであります。高校生に限って言うのであれば、特に部活の終わる時間なども考慮すべきものなのかなと思っております。学校によっても、部活によっても終わる時間はまちまちだとは思うのですけれども、できる限りニーズを酌み取るような調査が必要かと思っております。その点はよくやったださると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、焦点を公共交通全体に移していきたいと思っております。

まずは、新しく始まった事業、通勤等交通確保事業についてはよく理解しましたので、話を全体にしていきたいと思っておりますけれども、高校生との意見交換をしている中、通学に関して親御さんの送り迎えに頼っている現状というのをお聞きしました。バス通学を選択していない実態があるということだと思っておりますけれども、先ほどニーズという表現は使いましたが、利用する方にとっては、減便になってしまったから不便になったのだ、だから利用していないのだというような言い分なのだと思います。ただ、その運営する側としては、使っていないから減便しますというような受け方だと思っておりますね。

そこで、ここがこのままだと交わることがないなというような、私、捉え方だったので

すけれども、市内に在住する高校生、通学での公共交通利用に向けて通学手段に関する意識調査ですとか、通学時の民間バス利用向上に向けて啓発が必要になってくるのではないかなというふうに感じるわけですが、この点いかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 調査や意識関係の啓発とか、その辺について私のほうから答弁させていただきたいと思います。

令和4年になるのですが、市の地域公共交通計画を策定してございます。その折に中央バス三笠線の乗車調査を行っているところでございます。この本乗車調査につきましては、市内で乗車または下車した方を対象に調査したものでございまして、三笠線の状態を把握する上で大変重要な調査であったと考えております。

調査結果につきましては、三笠方面から岩見沢方面に向かう便でございます。学生の乗車が1日全体で84人乗車しておりましたが、始発便に18人、それから第2便に50人が乗車しており、1日の学生の利用中約8割が、この朝始発便と第2便に乗車していたということが分かりました。大人も含めた乗車人員は684人でしたので、学生の割合は全体の12%というところでございます。

逆に、岩見沢から三笠に向かう便では、学生の乗車が1日全体で146人で、午後1時から午後6時までの間に128人乗車しており、この時間帯に1日の学生の利用者中約9割が乗車している結果となっております。大人も含めた乗車人員では、1日706人で、そのうち学生の割合は21%というふうになっております。岩見沢から三笠に向かう便では、学生の下車のほとんどが三笠市内で、朝は自家用車で親御様が送られ、帰宅はバスを利用したというような調査結果になるのかなと考えております。

先ほども申し上げましたが、本調査は主要公共交通であります中央バス三笠線を分析する上で重要な状況調査結果であると考えているほか、昨年度には通勤等交通確保事業を行う参考として中央バスに協力をいただいた中で停留所ごとの乗車数を一定期間調査しておりまして、帰宅支援便の参考とさせていただいたものでございます。

次に、啓発についてでございます。

啓発につきましては、広報みかさで周知をさせていただいてございます。今月号9月号では、「公共交通を利用しましょう みんなで乗れば未来が変わる」の見出しで、9月20日がバスの日、それから毎月20日を市営バスの無料デーとしまして、市民の皆さんが積極的に公共交通を利用していただくよう啓発に努めているところでございます。また、今後、学校教育課、教育委員会とも協議した中で、学校でのチラシなどによる啓発が可能か検討したいと考えております。

公共交通につきましては、議員もおっしゃったとおり、利用者が少なくなれば、自然とバスなどの便数も減っていき、高齢者や学生など交通弱者の方が不便になるとまた利用が少なくなっていったら、負のスパイラルがどんどん加速していくと考えてございます。そのようなことから、公共交通の積極的利用については、市民の皆さんの理解が大変重要と考

えておりました、引き続き啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） 学生に関しては、教育委員会さんと連携する必要のある部分とも思っておりますし、また、とにかく現状よりも利用してもらうことが必要なのかなというふうに、私、感じているのですけれども、その中で高校生というものに何かポイントがあるのではないかなという視点で今回質問させていただいております。

それには、利用可能性者の一人一人が担う責任もあると思っておりますので、私、実際に朝の便、乗車してみました。そこで、想像していたよりもやっぱり乗車する方、利用する方が少なくて、毎年報告されている教育行政報告によれば、岩見沢、また、美唄方面に進学する高校生、約100名程度今おられるのかなというふうに思っているのですけれども、その100名に比べて、乗る可能性がある方たちに比べて実態は少ないなという印象でありました。やっぱりかけ離れた実態があるのではないかなというふうに思っているのですけれども、通学手段としてバス利用というのは、ほぼほぼ毎日使用する可能性が学生にはあると思っておりますので、非常にここがポイントになると私は思っております。

私は、仮に全額とはいかないまでも、通学支援というものが公共交通の維持にしっかりとつながるのであれば、実施する価値はあると思っております。ただ、その支援があって利用者が増えていくものなのか、利用者が確実に増えることで公共交通の維持をより強くするために支援という形を取るのか、その見定めは大変難しいところではあるとは思っているのですけれども、私の本音としては、通学に不便なまちというレッテルが貼られてほしくないなという思いであります。その対策は何であるかというところであります。

また、先ほど札幌圏に通学している高校生たちの話もしましたけれども、札幌圏に通学している学生にとっては、朝の便、実際公共交通としての手段が現実でない状況ですので、高校生に限って言えば、朝通学にライドシェアの手法を取り入れられる可能性もあるだろうかなというふうに、それは私の感度でありますけれども、以上、私の思いをお伝えした上で次の質問に移りたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 次に、老朽化している公共施設について答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、老朽化している公共施設の部分で、質問にあった現在のし尿処理施設について答弁させていただければと思います。

現在のし尿処理施設につきましては、議員おっしゃったとおり、1978年、昭和53年の12月に供用開始をしております。

構造としましては、鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階の施設で、収集したし尿を微生物処理した上で、きれいな水質にして放流をしております。

1999年からは、平成11年になりますけれども、下水道事業が美園地区まで範囲が広がりましたので、し尿とごみなどのし渣に分けて、し尿を河川の水を利用し希釈して下

水道管に投入しております。

そのため、現段階では、微生物の処理を行った上で放流水を放流しているものではありません。また、し尿を希釈して下水道に投入するのは、原液のままのし尿ではいろいろな濃度が高くなるものですから、下水道処理施設での処理ができないことから、希釈して下水道に投入しているものでございます。

し尿処理場に搬入されるし尿は、くみ取りトイレのし尿や合併浄化槽の汚泥が搬入されまして、令和6年度の搬入量は1,785キロリットルとなっております。5年前の令和元年度ですが、2,186キロリットル、また、10年前の平成26年度は2,496キロリットルと、年々減少している状況でございます。

くみ取りによるし尿等は、下水道整備の促進や人口減少とともに年々減少していく状況であるものと判断していますが、必要な施設と考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 下水道整備の促進で、し尿処理の処理量は今後減少していくのだというような御答弁だったと思うのですが、この下水道整備というのは、実際に接続可能なエリアを拡大していくということになるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 下水道のエリアにつきましては、現状のエリアのままというか、きちっと都市計画上と加えて下水道の区域設定をしていますので、ここは現状どおりだと思います。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） では、現状の中で下水道整備を促進した上で処理量を減少していくという、その意味合いはどのような解釈をしたらよろしいのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） し尿処理が減っているのは、その地区にいる方の人口が減っているのかなと判断しています。

それで、決して私、し尿処理場をなくすというような考えはなくて、今後必要な施設と考えておりますので、数値の推移としては人口減少が主な理由と考えているところでございます、

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 人口が減る分、処理する量も減っていくということだと思うのですが、それでは今現在のくみ取りの実件数というのはどのぐらいになっておりますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 世帯ベースでお答えさせていただきますと、1,363

世帯になります。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 1,363世帯の実質件数ですけれども、そのうち下水道接続可能地域において接続していらっしゃる御家庭もあるかと思うのですけれども、くみ取りに対応している件数というのは分かりますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 処理区域内のうち未水洗と考えていただければいいと思うのですけれども、503世帯になります。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） この数も時間とともに減少していくような、人口減少とともに減少していくかと思うのですけれども、もう一つ、し尿処理場の今、法定耐用年数というのはどのくらい分かりますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 施設の耐用年数でございます。今、38年でございます。9年ほど超えている状況でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 耐用年数を9年ほど超えているということで、建物の老朽化が課題となっている施設の一つだと思うのですけれども、これ耐用年数を超えておりますので、今後10年、20年と持続できる施設ではないと思っているのですけれども、この辺のあり方、今後どういった考え方を持っていますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 施設につきましては、中に設備のことをちょっとだけ説明させていただきますと、し尿処理を行う上では、大変シンプルな実は構造になってございます。し尿を受け入れるし尿の貯留槽に投入され、固定分離を行うドラムスクリーンやスクリーンプレスでし尿とし渣、ごみですね、を分けまして、し尿は分離液槽に、し渣はし渣ホッパーにというような、そして、し渣は汚泥として搬出されます。分離液槽に入っし尿は河川の水で希釈され下水道管に投入してございますので、機械的な部分でいきますと、大変シンプルな構造になっているのかなと思います。

今後のし尿処理場につきましては、先ほども申し上げましたとおり、人口減少等もございますが、将来的には処理を減少していくものではございますけれども、ゼロには決してなることではございませんと考えておきまして、必要と考えてございます。現施設をできるだけ長く使用する考えでおきまして、日頃からの点検、今も委託してきちんとやっておりますが、引き続き点検を行いまして、適切なし尿処理に努めていきたいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） できるだけ長く使用していくということかとは思いますが

も、法定耐用年数を超えたからすぐに駄目になってしまうものではないとは思っているのですけれども、ただ、いつどういうことが起きるのか分からないのではないかなという、私、不安もあるのでありますけれども、先ほどできるだけ使っていくということをおっしゃられましたけれども、どのぐらいの期間ですとか、そういったものは何か考えておられるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 耐用年数を超えていますけれども、議員おっしゃったとおり使えるだけ使っていきたいと。ちょっと期間をここで申し上げることはあれなのですけれども、10年ぐらいは使っていけるのかなと思っておりまして、日頃からの点検、それから修繕ができるだけ早く分かれば、適切な修繕に努めていきたいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 延命措置をしていくということだと思っておりますけれども、ただ、50年近く過ぎようとしている中で、いつ何が起きてもおかしくないような状態で対処していかなければならないなというふうに、私、思っているのですけれども、例えば何か不具合ですとか、何らかの事情によってストップしてしまったようなときに対応策があるのか、また、万が一の策として広域的な処理までできるものなのかどうか、その点はいかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 市民生活課長。

◎市民生活課長（杉山 充氏） 万が一、急にし尿処理場が壊れたというか、使用できなくなったというようなときには、今現在、協定を結んでいるわけではないのですが、以前ですと美唄市と、そういった不具合が起きて修繕に時間を要していたときには、美唄市の施設を利用させていただいていたというような過去の実績というのがありますので、もし万が一そのようなことがありましたら、今後もそういった近隣の市町村と協力を取り合いながら行っていく、そのような考えでいます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 万が一のことがなければ一番いいのですけれども、そういったことも想定していかなければならないのかなという視点でありました。

そこで、公共施設等総合管理計画を拝見しまして、私、今回この質問に至ったわけなのですけれども、老朽化している施設の一つなのだろうなというところでありました。そこで、この計画の中では、老朽化と維持管理費の費用対効果を考慮して汚泥処理施設共同設備事業について進めるような構想もあるみたいなのですけれども、その点どの程度進めておられるのか、実態を教えてくださいませんか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 公共施設等総合管理計画との整合性という部分になって

くるのかなと思うのですが、平成28年に策定した計画でございまして、様々な状況の変化がございます。そのような中で、現時点では総合的に判断し、できるだけ長く施設の利用を図っていききたいというところの部分で判断の変更があったのかなと思ってございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） 分かりました。現段階で、そういった計画というか、判断をしたということだと思います。

し尿処理施設については、私もこれ決して、し尿処理の数は、少なくなっても、なくならないものなのだろうというところの捉え方であります。公共衛生の基盤であるし尿処理施設でありますので、安全・安心な生活環境の確保と直結する部分であると思っております。市の財政においても効率的な施設運営が求められることだろうなというふうに思っているのですけれども、将来世代に負担を残すことなく持続可能な社会資本を整備していく責務があると私は思っておりますので、今回質問に取り上げさせていただきました。

し尿処理施設については、主要な事業の優先順位としては上がってはきていなかったですけれども、私の中では、これは優先順位が高いのではないかなというような受け取り方でありました。老朽化している施設の一つでありますので、今後ともそこを延命しながらということでもありますけれども、それを踏まえて現時点でその施設は全く心配ない、問題がないということでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 私、先ほど10年という言葉をお言葉にしましたけれども、市としましては、できるだけ長く施設を使っていききたいと思っております。全体的な公共施設の問題がございまして、私、答弁するあれではないかもしれませんが、その辺と総合的に判断していききたいと思っておりますので、先ほど議員おっしゃったとおり優先順位もあろうかなと思います。ただ、し尿処理は全くゼロというか、廃止にはできないと思っておりますので、その辺も踏まえた中で、できるだけ長く使っていききたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 補足でございますが、危機管理の部分でなかなかトラブルのところを多分御心配されているのだろうと思うのですけれども、例えばし尿処理場の機械類が仮に急激に壊れたとかという場合でも、下水道処理場に受け入れるために希釈さえできれば、何とか受入れが可能だと私は思っております。

また、先ほどからお話が出ておりました汚泥処理の共同事業という部分ですけれども、平成11年からですか、もう既にそのような形でうちは動いているという認識を私は持っていますので、あくまでも、し尿処理施設でし尿を全て処理するわけではなくて、既にス

クリーンを通して2.5倍に希釈したものを直接もう下水道投入していますから、その時点で、ある程度の共同事業といいますか、そういった仕組みは今できているということで御理解いただければよろしいのかなと思っています。

なので、トラブルが発生したときに何とか機器類を調達するというよりも、下水道処理場に何とか投入する方法を多分検討せざるを得ないのだろうなと思っていますので、その辺はいろいろな方法があると思いますので、御心配はされなくてもよろしいのかなというふうに今のところは思っております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） 心配ないということで御答弁いただきましたので、細かいこれからの運用ですとか、し尿処理の数字も減っていくかとは思うのですが、その辺の細かい数字につきましては、私、委員会などで引き続き質疑していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終了します。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、畠山議員の質問を終わります。

ここで、10分程度休憩を取りたいと思います。午後2時20分より会議を再開したいと思います。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番青木議員、登壇願います。

（1番青木康博氏 登壇）

◎1番（青木康博氏） 令和7年第3回定例会に当たり、通告順に従い質問させていただきますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、今般、空知管内でヒグマの目撃が多く報告され、イベントの中止等も発表されております。中には、イベントの準備で草刈りをしていて刈り払い機のエンジンの音があってもヒグマが出て、そのまま逃げないでずっといるということも多くなってきて、だんだん人に慣れている熊が増えていると思います。このような熊がいると大変危険ですので、やっぱりイベント自体もだんだん縮小されていくと思います。幸い当市ではヒグマの目撃が今のところ1件ですが、これからヒグマが冬眠に向けて食料を調達するのに1回まちに出てきた熊については今後とも出てくる可能性がありますので、市民の安全をしていただければと思います。

それでは、初めに、三笠鉄道村についてお伺いいたします。

1987年、昭和62年に鉄道村がオープンし、旧幌内駅構内の鉄道記念館には多くのお客様が来館しております。その記念館ですが、建設後40年以上経過しており、今後予想される施設の修繕や設備の更新についてお聞かせください。

また、展示車両につきまして、所有の区分をお聞かせください。

所有につきましては、JR北海道株式会社、株式会社テツゲン等の貸与があると思いません。

次に、屋外展示車両の劣化が著しく、元食堂車として利用していた客車の屋根に穴が空いている状態となっております。その他車両についても、車体の鋼板のさびが多くなっております。このように車体に穴が空いてしまいますと有害物質が飛散することも考えられますので、今後、塗装等の修繕計画についてお聞かせください。

続きまして、達布山史跡公園についてお伺いいたします。

達布山史跡公園の展望台であります。設置時は360度の眺望が可能でしたが、周りの樹木の成長により、今は特に美唄方面が樹木の陰となっており、ほとんど見えない状態となっております。展望台周辺の樹木の整備についてもお聞かせください。

また、この展望台へつながる遊歩道については、現状は通るのがほとんど無理な状態となっておりますが、この遊歩道について今後活用するのか、そのまま廃道にするかについてもお聞かせください。

以上、登壇での質問を終了させていただきますので、御答弁をよろしくお願いたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに三笠鉄道村について答弁願います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） それでは、私のほうから、三笠鉄道村、記念館について答弁申し上げます。

前段、以前にも青木議員、同じような質問をされていまして、おさらいになると思うのですが、三笠鉄道村とはというところから少しお話しさせていただきたいと思えます。

三笠鉄道村は、御承知のとおり、三笠鉄道記念館のある「幌内ゾーン」とクロフォード公園の名称で親しまれております「三笠ゾーン」の2つのゾーンで構成されておまして、北海道鉄道発祥の地として歴史的遺産や鉄道文化などの保存等を目的として、鉄道記念館は昭和62年にオープンしまして、本物の蒸気機関車S-304号やミニ鉄道が走っているという部分と、過去に道内各地で活躍しておりました様々な車両を展示してございます。

記念館には、明治時代の貴重な資料や大正、昭和期に実際に使用された時刻表、制服、それから信号機をはじめ、弁慶号だとか、D51などのSL模型の展示なども行っております。

2階には、巨大ジオラマだとかプラレールコーナーのほか、在りし日の幌内線や北海道の鉄道の歩みを映像で見ることができるといっております。

三笠鉄道村としての施設の修繕、それから設備の更新についてなのですが、今後の修繕計画としましては、SL車両の車輪の取替え、それから静態保存車両の塗装、展示物の改修、それから記念館屋根の防水等の施設修繕等、令和2年度に一度積算してございます。

が、計画策定当初では約1億5,000万円程度の経費がかかるのではないかとというような積算をしております。

この中で、今回、まず1点目で御質問がありました記念館の部分につきましては、展示改修、それから屋根の防水などを計画に盛り込んでございまして、計画上では約6,000万円ほどかかるような積算でございます。

加えまして、近年の物価高騰などの影響により、実際にはこれ以上の金額がかかるのではないかとというような想定をしております。

今後の修繕という部分で、やっぱり財源が必要です。今、「三笠市SL産業遺産の保護保全・整備・展示資料活用基金」という部分で基金を積んでございます。この一部を活用させていただくほか、適宜、国などの改修事業に活用可能な補助金などを活用しまして、順次実施してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、保存車両という部分でございます。

まず、御質問がありました所有区分でございます。

車両については、「幌内ゾーン」に39両、それからクロフォード公園の「三笠ゾーン」については10両、合計で49両でございます。内訳ですが、三笠振興開発株式会社所有が7両、三笠市の所有が4両、それから、議員もおっしゃっていたように、テツゲンの所有が1両、これ、S-304でございます。それから、JR所有が37両となっております。

この塗装については、平成22年に31両の塗装を行ってございまして、当時2,500万円ほど予算をいただきまして塗装をしております。

現在、先ほども申したとおり、物価高騰、それから車両の腐食だとか劣化、塗装の剥離などが進んでいるという部分もございまして、当時よりさらに経費がかかるのではないかと状況でございます。1両当たり数百万円単位で経費が見込まれるということでございます。

今後の塗装等の修繕につきましても、先ほども申しましたが、国の財源、補助制度などを活用すると。一方で、基金等も活用しながら、ただ、優先順位をつけまして、順次できるところから実施してまいりたいというふうに考えてございます。やはり全ての車両の一律修繕を行うのはなかなか難しいという部分もございまして、優先順位だとか貴重性、安全性、景観などを総合的に判断させていただきまして、順次実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ありがとうございます。

車両の塗装については優先順位をつけて行っていくということなのですが、中でも先ほどお話しした元食堂車に使われていた客車、こちらの屋根のほうが全体の5分の1ぐらい穴が空いている状態です。駐車場から見ると見えないのですけれども、裏の道路から見

ると、屋根に穴の空いているひどい状態が見える状態となっております、この状態で、ちょっと知り合いに聞いたのですけれども、今だったら直せるとは言っているのですけれども、直すとなると相当な費用がかかると思いますので、こちらの駐車場に置いている車両の中では、比較的展示について表示もない状態ですので、今後、直して残してほしいということではないのですけれども、見栄えの関係で処分するなら処分するなりする方法も1つあると思います。

あと、車両の優先順位で、やっぱり日本に1両しか残っていない車両もしくは三笠に2両しか残っていない車両というのがありますので、できるだけこういう車両を優先順位を上の方に上げていただければと思います。まして、急行型車両につきましては、編成で残っているのは国内唯一ですので、ただ、やっぱり腐食が大分進んでおりまして、ちょっと今、中に入るのも危険かなという方もいらっしゃいますので、その辺も配慮しながら直していただければと思います。

あと、鉄道記念館のほうにつきましては、建設されてからもう40年以上経過していますので、やっぱり配管類とかが劣化していると思いますので、これらの更新にもお金がかかっていくと思います。ただ、今の入館者で費用対効果でペイするかといったら絶対無理だと思いますので、何らかの方法、中には鉄道マニアの方で修繕するのであれば手伝いますよという方もいらっしゃいますので、こういう方にも手伝ってもらいながら、費用を少しでも抑えながら修繕していただければと思います。

あと、この展示車両の中で屋内展示してある9600形蒸気機関車なのですけれども、こちらの蒸気機関車は結構話題にのる蒸気機関車でして、ナンバープレートと車両本体が相違しているという疑惑がありまして、それで私もちょっとこの間、形式が59609でして、これと似たような番号の59601というのが名寄にあります。その名寄の車両とこの間比めたのですけれども、やっぱり全然違っておりまして、新潟にある29622が同じような形をしておりまして、こちらのほうを判明させるのも一つの手だと思いますが、ロッド等に打刻が入っていると思うのですけれども、今、塗装されている状態ですので、それを剥がして何だろうというのも一つの集客の目玉になるのではないかと考えております。

今後、車両について逐次直していただきながら、来館される方が少しでも楽しめる施設になっていければと思っております。

あと、三笠ゾーンにつきましては、やっぱり表側は草を刈ってあるのですけれども、裏側は草を刈っていないというのが、私、ちょっと質問を出した翌日に達布山と鉄道記念館を見てきまして、特急車両の前側に行くと、もう半分草に埋まっていて、草をかき分けながら回ったという感じがありますので、この辺も整備をしていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） マニアックな話も出てちょっとついていけないのですが、確かにせつかくの施設ですから、区分けしながら整備していかなければいけないの

かなというふうには考えています。

ただ、今、議員、展示車両のほうのお話はしていたのですけれども、やっぱり我々としたら少しでも収入を上げなければいけないという部分がございますので、今の段階では、少し記念館のほうの中を重点的に触りながら、予算を見ながら展示車両もやっていきたいなということと、あと、車両がもう腐食してどうしようもないという部分を区分けしながら、廃棄という部分も考えなければいけないのですが、それをやるだけで結構なお金がかかるという部分もありますので、ただ、そこは今後十分考えていかなければいけないのかなと。

今、草刈りの関係を御指摘いただきまして、十分その辺も施設管理のほうにしっかりやるようにというふうにしたいと思います。

やっぱり今も結構、鉄道マニアと言ったらあれなのですけれども、鉄道好きな方がいろいろ来ていただいて、お手伝いいただいて、いろいろやっていただいている状況でもございます。皆さんに助けをいただきながら運営はしているのかなというふうに思っております。これからも、そういういろんな方の意見を聞きながら、せっかくの施設ですので、維持、保全しながら進めていきたいなと。中には、毎年いろいろお金を出していただく方もいらっしゃるということで、大変ありがたいなと。基金のほうにも、ふるさと納税等もしていただける方もいらっしゃるという部分でございますので、今後もそういうファンを大事にしながら維持管理に努めていきたいなというふうに思いますので、今後とも何かあればまた御指摘いただければというふうに思います。ありがとうございます。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員、どうぞ。

◎1番（青木康博氏） 私も記念館のほうのジオラマの車両のほうは更新されていい状態になったのを確認していますので、こちらのほうも子供が遊ぶのにはいい施設だと思います。ただ、車両自体がちょっと大きめの車両なので、1両当たり結構値段がすると思いますので、簡単には交換できないと思いますので、長く使えるような形で維持していただければと思ひまして、私のほうはこれで質問を終わります。

◎議長（武田悌一氏） それでは、次に達布山史跡公園について答弁願います。

教育次長。

◎教育次長（柳谷 忍氏） それでは、達布山史跡公園についてということで、まずは展望台からの眺望に関しまして、私のほうから答弁させていただきます。

達布山史跡公園につきましては、昭和45年11月に達布山が「史跡」として三笠市の文化財に指定された後、昭和61年11月に史跡公園として、展望台や遊歩道、トイレなどを整備いたしました。

また、展望台については高さが15メートルございまして、三笠市の田園地帯をはじめ、石狩平野を広く見渡すことができる絶景スポットとして三笠の観光名勝地となっております。

御質問のありました展望台周辺の樹木の整備についてでございます。こちらにつきまし

ては、利用者の安全面の優先や眺望を損ねないよう、展望台の周辺を中心に樹木の剪定や伐採など、その状況に応じた整備を実施してきております。今年度につきましては、利用者の安全面を優先に、腐食し倒木のおそれがあった樹木を伐採しているということでございます。

また、展望台に上った際に、議員御指摘の北側の美唄方面でございますが、樹高の高い樹木が多くありますので、北側を中心に眺望を損ねないよう剪定や伐採を実施してきておりまして、平成29年には高い木の枝払いを行っているというようなことがありました。私どもといたしましても、そろそろ整備の時期と考えていたところでございますが、利用者の安全面を第一優先に考えながら、今後も眺望を損ねないよう整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、遊歩道についてということでございますが、現在閉鎖しているということでございますが、今後、利活用する予定があるのかという御質問でございます。

達布山史跡公園につきましては、昭和61年に整備されてから約39年が経過してございます。

御質問のありました公園内の遊歩道については、公園を維持管理していく中で、遊歩道については毎年スズメバチが大量に発生していたということ、それで人に危害を加えるおそれがあったことや、達布山展望付近に以前、熊の出没がかなりの頻度であったことなどから、利用者の安全面を考慮いたしまして、平成24年から閉鎖しているという状況でございます。

また、同年には、道道美唄三笠線側の駐車場横から車で展望台へ行くための上り専用の道路がございましたが、こちらにつきましても、道幅が狭く急勾配であることや、上り専用の注意看板を設置しているにもかかわらず、それでも下りてくる車両がございまして、また、退避場もなく交差もできないということから危険な状況だと判断いたしまして、安全面を考慮し閉鎖するとともに、駐車場に設置されていたトイレにつきましても、老朽化が激しく傷みがひどいため使用を禁止し、撤去した経過がございます。

今後の利活用ということについてでございますが、このような状況の中で利用者の安全面をまず優先して、現状の封鎖した状態での管理が望ましいと判断しておりますので、人が誤って立ち入らないよう注意喚起の看板の整備も行いながら、しっかり管理してまいりたいと考えております。

ただしということでございますが、現在も行っておりますが、ジオツアーなどで職員が帯同して安全を確認しながら利用する場合に限っては、例外的に遊歩道などを活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） ありがとうございます。

展望台に行く道は今のところ1本なのですが、今年の6月頃、その道の一番最初のとこ

ろにスイカが動物に食べられた状態で1個転がっておりました。一応調べてもらったときには、多分キツネでないかということでそのままなのですが、知らない人が来たらやっぱり恐怖を感じるとお思いますので、安全のほうは確保していただければと思います。

あと、駐車場にあったトイレが撤去されているのは分かっているのですが、その横にある案内板、あの看板について遊歩道が載っていた状態となっておりまして、こちらでも封鎖するなら封鎖とかをしていただければと思います。

あと、遊歩道の登り口のところに頂上まで600メートルという看板もいまだに残っておりますので、こちらでも早急に撤去していただければ、わざわざササやぶをこいでいく方は少ないと思いますので、その辺の整備もよろしく願いいたします。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（柳谷 忍氏） 利用される方の安全確保ということに関しましては、私どものほうにも有害鳥獣を含めて危険だと判断するような事例がございましたら、そのような呼びかけをするように対応してまいりたいと考えております。

また、看板の関係でございます。公園内に設置されております案内看板等につきましては、昭和61年に整備したままの状況でございますので、不要なものは撤去するなど、安全面に配慮した整備を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 青木議員。

◎1番（青木康博氏） やっぱり展望台から三笠市を眺望するところは大変いい場所だと思っておりますので、今後も展望台周辺は大変整備はされているのですが、一層樹木の剪定なりをしていただければと思ひまして、質問させていただきました。

以上で、質問を終わります。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、青木議員の質問を終わります。

◎延 会 の 議 決

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこの程度にとどめ、残余の質問は明日継続して行うこととし、本日は延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、延会することに決定しました。

◎延 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これもちまして延会します。
御苦労さまでした。

延会 午後 2時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員